

第 43 回独立行政法人評価委員会林野分科会議事録

林野庁森林整備部研究・保全課

第 43 回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会議事次第

日 時：平成 23 年 6 月 17 日（金）13：30～17：00

場 所：農林水産省第 2 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 独立行政法人森林総合研究所の平成 22 年度業務の実績に関する評価について
- (2) 独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時の業務の実績に関する評価について
- (3) 独立行政法人森林総合研究所の平成 22 年度財務諸表及び繰越積立金について
- (4) その他

3. 閉 会

○研究・保全課長 それでは、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

林野庁研究・保全課長の出江でございます。開催に当たり、一言ごあいさつさせていただきますと思います。

前回の 42 回の林野分科会を開催いたしました当日、東日本大震災が発生いたしました。百日近く経ちますが、いまだに御不自由な避難生活を続けておられる方々を始め、被災者の皆さんあるいは原発事故での避難など影響を受けていらっしゃる皆様には、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

委員の皆様方にも、当日、被災関係の地域へ戻られる先生方もいらっしゃって大変御苦労されたと聞いております。申し訳なく思っております。その節は本当に御苦労様でございました。

さて、今日は、22 年度の実績評価の関係、そして前期の中期計画の実績評価の関係についての議論をしていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、分科会長の酒井先生、よろしくお願いいたします。

○酒井分科会長 それでは、早速ではございますが、第 43 回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 林野庁研究・保全課の山崎です。よろしくお願いいたします。

まず、会議の成立について報告いたします。

本日は、評価委員 5 名の方全員が出席されておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第 6 条第 3 項により本日の分科会は成立しております。

資料の確認でございますが、お配りした資料は、時間割（案）、議事次第、資料一覧のとおり、かなり大部になっているところでございます。欠落等、お気づきになれましたら、随時事務局に申し出ていただきたいと思います。

本日の議題につきましては、お配りしている次第のとおりでございます。

また、会議の進め方につきましては、時間割（案）を参考にいただければと思います。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。それでは、議事に入ります。

最初に森林総合研究所における平成 22 年度の業務実績に関する評価及び中期目標期間終了時の業務実績に関する評価についてです。

それでは、まず、事務局から今回の業務実績の評価作業について説明をお願いします。

○事務局 今回の業務実績評価につきましては、毎年行われております年度評価を行うとともに、平成 22 年度が第 2 期中期目標の最終年度でございますので、第 2 期中期目標期間の 5 年間の業務実績の評価も併せてお願いいたします。

なお、年度評価につきましては、林野分科会に権限移譲されているところでございます。

が、中期目標期間終了時の評価、5年評価の方は農林水産省独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会で最終的に議決されることとなりますので、林野分科会におきましては、評価結果（案）を8月の分科会までに作成していただくこととなります。

次に、評価における役割分担についてでございますが、参考資料10というのがございます。事前にメールで連絡済みではございますが、昨年の考え方と同様の役割分担により進めていきたいと考えております。

まず、委員の方々におかれましては、特に分担を決めずに全体の評価を担当していただきたいと思っております。

また、専門委員の方々は、業務分野の評価については担当を決め、川上委員、小島委員、肘井委員、箕浦委員におかれましては、研究・育種分野を御担当いただき、片桐委員、加藤委員、田村委員におかれましては、水源林造成事業等の分野を御担当いただきたいと思います。

業務分野以外の総務分野は、担当を分けずに、皆様で御検討いただきたいと思います。

なお、専門委員の役割分担は、少なくともこの分野は見ていただきたいということでございますので、分担とされていない分野につきましても、ワーキング会合に御出席いただいたり、コメント、評定をしていただくことは勿論構いませんので、よろしく願いいたします。

また、評価に当たっての視点についてでございますが、これも事前にお送りしておりますが、参考資料8をご覧ください。

総務省の政独委によります「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」でございます。これは、昨年5月に改定されているところでございますが、今年度に入りましてからは、改定は行われておりません。

記載内容といたしましては、第1の基本的な視点とともに、第2の個別的な視点といたしまして、1の政府方針等、2の財務状況、3の保有資産の管理・運用、4として人件費管理、5として契約、6として内部統制などの事項について視点が整理されております。

また、この具体的取組みというものにつきましては、委員の皆様には、先月、公文書にて郵送させていただいたとおりでございますが、平成22年度業務実績評価の具体的取組みについてという文書が、今年の4月26日付で、政独委独立行政法人評価分科会から発出されております。

内容につきましては、保有資産、内部統制が特に留意すべき事項として挙げられているところであります。

22年度の評価、また、中期目標期間の評価に当たりましては、これらの視点、それから具体的取組みなどの記載内容を踏まえていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。○酒井分科会長 ただいま説明いただきました評価作業の手順につきまして、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。そうしましたら、森林総合研究所の平成 22 年度の業務運営状況並びに自己評価結果につきまして、また、第 2 期中間目標期間における業務運営状況並びに自己評価結果につきまして、法人から説明をお願いいたします。

○鈴木理事長 森林総合研究所、理事長の鈴木でございます。本日は、平成 22 年度の業務の実績に関する評価並びに中期目標期間終了時の業務の実績に関する評価について、林野分科会を開催していただきましてありがとうございます。

平成 22 年度は、第 2 期中期計画の 5 年目に当たり、常に中期計画最終年度ということ念頭に業務に取り組んでまいりました。

特に業務面におきましては、効率化はもとより、既の実施しております研究職員の業績評価に加えて、一般職員の人事評価制度を新たに導入いたしました。

また、産学官連携については、産学官連携推進調整監を林業及び木材産業担当をそれぞれ配置して推進の取組みを強化してまいりました。

また、研究の推進につきましても、幾つかの項目が「s」評定に相当するものと自己評価しております。

財務内容の改善及びその他業務運営につきましても、順調に取り組まれたのではないかと考えております。

最終年度の業務の実績で示されました事柄が、第 2 期中期計画のとりまとめとなるかと存じますが、研究所としての研究成果の社会還元を積極的に努めているところでございます。

現在、森林・林業再生プランが取り組まれ、森林・林業再生元年と言われている中で、森林の有する多面的な機能の発揮はもとより、森林・林業が地域資源創造型産業へと再生に向かうように研究開発を担う法人として一層研究開発の機能を強化してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○町田理事 森林農地整備センターの町田でございます。一言申し上げさせていただきます。

第 1 に水源林についてでございますが、私どものお預かりしている山も、現在、8 齢級以上の山が半分以上を占めるような状況になってきております。こうなると、勿論、水源涵養等の機能の重視も大事なのですが、やはり森林・林業再生プランに含めて木材生産ということにも何がしかの貢献を果たしていきたいということで、いろいろと新しい取組みをしているところでございます。

具体的には、高齢級の林分で複層林へ誘導するための誘導伐をやっているところでございまして、必要な作業道の整備につきましては、私どもが中心になって新しい工法に取り組んで、全てがそうというわけではございませんが、効率的、そして費用が安く長持ちする道を造っていかないと努力をしているところです。誘導伐についてもまだやらなければならない課題が多いですが、こういうことをやる際におきましても、今、理事長の話にございましたように、やはり研究者の中の知見を最大限に活用して社会還元、

それから社会に役に立てていくようにしたいということで、新しい技術的なことにも取り組んで参りたいというのが第1点目でございます。

それから、第2点目といたしまして、コンプライアンスということが、私どもの組織の最大の課題であったわけで、このためには、やはり業務の適正化、組織風土の改善ということをおうるさく言って参ったわけでございます。この問題も、コンプライアンスということをお、狭義の意味では法令遵守ということで考えるだけではなくて、やはり社会の負担にに応じているということで、何も受益者だけではなく、その地域に、そして社会に認められていくような形での努力をしていこうじゃないかということに視野を若干広げてやってきましたし、今後も更にやっていきたいと考えております。

具体的には、今年は国際森林年でありますので、やはり植樹祭等々を含めまして、これも地域の住民の方の参加を得て、森林の重要性の啓発運動等をおやっていこうということで、私どもの成果だけではなく、森林総研、林木育種センターの方々も協力をいただいてやっていこうと考えております。

もう1点でございますが、そのほかにも農用地関係の事業、それから林道保全関係の事業については、予定どおり進んでおりますので、今中期目標期間中に終了ということになると考えております。

そして、2月の分科会で事務局から御説明いただきました川崎の本部と、私どもの関東整備局の移転、共用化につきまして、企画競争により公募を行いまして、23区外の物件をということで探しました。そして、その案と私どもの本部をつくばの本所に移転して建物を建てた場合とを比較検討をいたしまして、結果といたしまして、場所的には川崎市内に移転することに決定いたしました。この移転を10月の末までに完了する予定でございます。勿論、移転するからには、家賃等々も相当安くなるということで進めているところでございます。

そういうことでございますが、中期計画、それから目標につきましては、理事長の話にもございましたように、私どもとしても着実に進めておりますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○福田理事 企画・総務担当理事の福田でございます。お手元の資料によりまして、具体的な指標の自己評価について説明させていただきます。

資料2「中期目標終了時の評価単位自己評価シート」でございます。

それと、参考資料3「概要説明版」というものがございます。この2つを使いまして説明させていただければと思います。御準備のほど、お願いいたします。

最初に参考資料3の「概要説明版」をお開きいただきたいと思います。

まず、本日は、22年度と中期目標期間全体の自己評価ということでございますが、22年度というのは、言わば第2期の中期の最終年度でございますので、その評価というのは、イコール中期目標がどうなったかということにもなりますので、中期目標期間終了時の自己評価シート、これを中心に御説明をさせていただくこととなりますが、最初にご覧いた

だきたいのは、参考資料3の1ページでございます。

中期目標期間全体といたしましては、ほとんど「a」評価でございますが、3か所「s」評価になっております。第3の研究のところのアア a のところです。地球温暖化の関係、それから3つ目のところでございます。生物多様性保全技術。それから、イア a、森林生物の生命現象の解明、この3つ「s」評価になっております。

一方で、同じ資料の19ページをご覧いただきたいのですが、19ページは22年度の自己評価シートでございます。こちらの方は、先ほどの3つのうち2つが「s」評価です。最初の温暖化のところと、下の生命現象のところ「s」評価になっております。

ということで生物多様性の方は、過去の過年度において「s」評価、そのほか「a」評価ということで、全体として中期としては「s」評価となっているわけでございます。

以上が、全体の構成でございます。

内容については、更にめくっていただきまして3ページから概要がございます。

一方で、資料2の方は、細かい1枚ずつのシートになっております。細かいシートの方の該当するところも参照いただきながら概要を説明させていただければと思います。

シートの方の1ページ、中期目標期間の評価シートの1ページでございます。最初の評価単位は、経費の抑制でございます。御案内のとおり、中期目標といたしまして、試験・研究及び林木育種事業につきまして、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制するというような目標になっております。

これにつきましては、国家公務員に準じまして、5%以上の人件費を削減する。更に管理部門の、(1)の最後のところがございますが、統合メリットを発現することによりまして、18年度予算における一般管理費比で10%相当額の抑制を更にするということとしております。

また、水源林造成事業等につきましては、19年度比で一般管理費35%、人件費40%、事業費36%の削減をするということとしております。

シートの3ページをお開きいただきたいと思っております。そこに評定理由の欄がございますが、それぞれの抑制の目標について、全体としては達成しております。

ただし、一方、事業費については、これはコスト削減等に努めて、効率的に事業を実施したのですが、政府の方針によりまして、経済対策あるいは災害防止対策としての経済対策として補正予算の事業で追加的に実施を求められたということで、これにつきましては、達成割合は90.6ということでございました。これについては、単年度の評価のときにも事情を御説明させていただきましたが、政府の方針でもあるということでございますので、各年度とも「a」評価とさせていただきます、中期でも「a」評価とさせていただきます。

続きまして、4ページでございます。効率的・効果的な評価の実施及び活用ということでございます。中期目標、4ページの一番上のところでございますが、自己評価等を行って、その結果を業務運営に適切に反映させること。あるいは外部の有識者等の協力を仰い

で評価方法の効率化に努めること。研究職員、一般職員の評価をきちんとするというところでございます。

達成状況でございます。まず、3番のところでございますが、業務点検票及び業務管理カードで自己点検を行い、PDCA サイクルでやっておりましたが、特に22年度からは、内部統制強化のためのリスク対応計画を用いたPDCA サイクル点検を実施しております。これは、内部統制の観点でもきちんとやったということでございます。

また、重点課題評価会議等、課題担当者による自己点検を行うとともに、見直しや予算措置等に反映をさせておりますし、外部専門家による評価につきましても、課題評価会議等に入れまして、あるいは交付金プロジェクトでもプログラムオフィサーの制度を導入して、第三者がきちんと見るというようなことをやりました。それを次年度以降の計画に的確に反映させるなどの取組みを行っております。

また、職員の評価の5ページでございますが、研究職員については平成21年12月期の勤勉手当に反映させますし、22年度には業績評価本格導入ということにしております。

また、一般職員につきましても、22年の10月1日から新たな人事評価制度を導入しております。これは、特に22年度の評価について、人事評価制度を導入したという点をきちんと評価できることではないかと思っております。

これにつきましても、各年で「a」評価でございましたが、中期としても「a」評価と自己評価をさせていただきました。

次に6ページでございます。資源の効率的利用及び充実・高度化ということでございます。これにつきましては、競争的資金の獲得に積極的に取り組むということ。あるいは組織についてきちんと見直しをしまして、簡素化をするということ。あるいは下段の方でございますが、コンプライアンス委員会を開催してコンプライアンスの確立を図りますし、入札・契約の適正な実施についてもチェックをするということでございます。

7ページの方に目標の達成状況が記載してございます。まず、資金につきましては、かねてから御紹介しておりますが、交付金という国からいただいているお金につきましても、漫然と配るのではなく、所内でプロジェクト方式で公募をいたしまして、その競争の下でいいものを採択するというによりまして、中期目標期間中も56課題を採択するというところで取組みました。

また、外部資金につきましては、表の上の3行のところにあります。合計227課題の採択を受けたということでございます。その下に、各年度の獲得状況がございます。

なお、22年度につきましては、若干その件数、採択の件数とか、若干落ちておりますが、金額としては、上昇しておりますので、そういう点も含めて22年度の評価をしております。

また、施設の関係ですが、7ページが一番下にありますように、共同利用できる施設、機械のリスト等を公開いたしまして、効率的に外部の方も使えるように、ということで取組みをいたしました。

8ページに移りますが、組織等でございます。産学官連携のところでも出てまいります

が、22年度の成果といたしまして、産学官の連携推進室を本所に置きまして、調整監ポストを支所に置きました。

なお、これにつきましては、23年度から全支所に調整監ポストということで、今の組織の整備を進めております。

一方、全国に配置しておりました試験林ですが、93か所のうち32か所を廃止しております。また、組織の関係で、特に大きかったのは、8ページの中段でございます。19年の法人統合でございます。育種センターとの統合の際に、管理部門の徹底した見直しを行いまして、両者一体的に実施する取組みを推進してまいりました。

現在、研究から育種までの一貫した取組みが一体としてできるような形になってきているというところでございます。

また、その下にありますコンプライアンス委員会あるいは9ページの方でございます契約監視委員会、こういう外部委員も入れた委員会によりまして、見直しを進めているところでございます。

更に10ページの方でございますが、入札監視委員会ということで、入札参加条件の拡大あるいは履行期間を見越した早期の発注、複数箇所への公告等、見直すべきところを積極的に見直しを行ったところでございます。

また、中段でございますが、森林農地整備センターの関係でございますと、事業の終了が起きてまいりますので、これに見合っただけで組織を着実に廃止をするということで、そこにいろいろ書いてございますが、建設事務所でございますとか、整備局の課でございますとか、あるいは係でございますとか、そういうものを廃止をしてございます。

職員の資質向上の面では、10ページの下の方でございますが、具体的には研究職員の学位取得、積極的に取組みまして、18年度296名から22年度は346名ということで研究職員の74%が学位を取得しているという形になっております。

また、研修についても、延べ360人ということで積極的に取り組んだわけでございます。

こうした取組みと同時に、11ページの下の方でございますが、女性研究者支援の取組みといたしまして、19年度からは文科省の助成をいただきまして、一時預かり保育施設の設置でありますとか、育児・介護サポート体制の整備、こういう面でも取組みをいたしまして、女性研究者の新規採用増ということにもつながってきております。

こうした取組みを全体的に評価いたしまして、各年度でも「a」ということになっておりますが、中期として「a」評価というふうに自己評価をさせていただいております。

次に12ページでございます。4点目の管理業務の効率化ということでございます。中期目標では管理部門について徹底した業務内容の見直し、事務の簡素化を図るということでございます。

達成状況でございますが、事務・事業改善委員会によりまして、18年度から22年度まで127件の提案、うち31件を採択して事務の効率化、事務処理の簡素化を図っております。

また、公共事業関係の事務になります。森林農地整備センター、少し事務の性格が違

うわけですが、事務業務改善推進本部ということで取組みをいたしました。こちらの方もそこに書いてございますように、76件の提案の実施あるいは台帳システムの改良など取り組んできております。

また、その下のパラグラフでございますが、森林総合研究所といたしまして、一般公開等の業務の一部あるいは科学園におけるサクラ保存林関係など、こういう業務につきましては、積極的にアウトソーシングをしたということでもあります。

こういうことを踏まえまして、各年度「a」、中期としても「a」評価ということで自己評価をさせていただきました。

次に14ページでございます。産学官連携・協力の促進・強化の項でございます。

これにつきましては、19年度に残念ながら「b」評価ということでございました。他の年度は「a」評価でございましたが、そういうこともございまして、特に私どもとしまして、その後、積極的に力を入れまして、中期目標の達成状況でございますとおり、22年度から本所に産学官連携推進調整監を配置するという話がございました。その以前からも民間との共同研究に積極的に取り組むということで、先ほどのこういう機械が使えますよという情報を提供したり、あるいは民間との共同研究で優良なアカシアハイブリッド新品種の開発でございますとか、難燃処理耐火集成材の開発がございます。こういったものについて、共同で取り組む。あるいは22年度に研究成果のPR、オープン・ラボを開催いたしまして、実用化カタログという新しいスタイルのものもつくりまして、積極的に外部にPR、こういう提携ができますということを積極的に打ち出していったわけでございます。

こういう取組みを含めて、そのほかに受託研究で100件を受けて、それから委託研究として200件以上出して連携に努めているというようなこともございますが、こういう取組みを積極的に評価できるということで、自己評価いたしまして、先ほどのように、19年度は「b」ということでございましたが、その後、挽回したということで、中期としては「a」評価とさせていただきます。

○大河内理事 それでは、続きまして研究の推進について報告させていただきます。参考資料3の概要説明版の5ページ、評価シートの16ページから説明させていただきます。

例年研究の中身については、研究成果集というのがございます。この中に内容は書いてありまして、ここには23年版、すなわち22年度の研究成果集と、それから中期目標の研究成果集がそれぞれ重点課題ごとにつくられています。その内容については、時間がないので、説明を割愛させていただきます。

先ほど言いましたように、ここでは3つの「s」評価を自己評価とさせていただきます。自己評価は、先ほども独法評価委員会の基準がありましたが、開発研究においては、私どもは社会に対してインパクトがあったということを重点として「s」評価を自己評価とさせていただきます。

基礎研究においては、基礎分野であっても、相当な進展があったということの評価軸とさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。参考資料の5ページと評価シートの16ページ、アア a、森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発です。

初めに、概要版の方を見ていただきますと、要約が書いてございます。特に重要なところに線を引いてあります。一つひとつ読み上げますと、大変時間がかかりますので、重要なポイントのみを紹介させていただきます。

こちらでは、国家森林データベースを軸といたしました、日本全国の森林吸収量及び土壌炭素貯留量の評価手法を開発いたしました。これが国際的な評価を受けて、我が国の京都議定書の吸収量の算定に用いられたということで、大変社会的な貢献が強くできております。

また、その少し下のところに下線部がありまして、森林・林業・木材に関わる個別及び統合モデルを開発し、この統合モデルを基に、今、ポスト京都議定書で、伐採後の木材製品の炭素貯留量の扱いが国際的な議論になっておりますが、そちらの方で、現在、このデータを基に、日本の国益を損なわれないような形で交渉が進められております。

更に、温暖化影響予測としては、ブナ、チマキザサ、日本産針葉樹11種の潜在分布域の変化、これは将来予測でございますが、これをいたしました。特にブナの自然遺産であります白神山地のブナがほとんど消滅するという予測が、社会的に大変インパクトが大きく、温暖化の問題を非常に強くPRできたのではないかと考えております。

少し飛びまして、下の方にREDD+のことが書いてございます。これは中期目標策定時にはなかった新たに出てきた問題で、現在、国際的に非常にホットな議論になっております。熱帯における森林減少、劣化を食い止めることによって、炭素の放出を止めるということでございます。これについても、いち早く技術を開発して国際的な議論をリードしております。

そういうことで、中期目標を達成し、なおかつ社会的なインパクトも大変大きかったということで、このアア aを「s」評価とさせていただきます。

続きまして、アア bでございます。木質バイオマスの変換・利用技術及び地域利用システムの開発。こちらの方は、バイオエタノールのコストの低減化あるいはバイオエタノールからの副産物のリグニン、それからさまざまな高付加価値のバイオマテリアルを製造する、こういったことを開発してまいりました。また、バイオマスのコスト削減のために超短伐期のヤナギなどを開発いたしました。

最後に、木材を利用することによってCO₂を削減する効果、こういったものも出しております。そういうことで、こちらの方につきましても、中期目標を達成したということで「a」評価とさせていただきます。

続きまして、アイ a、生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発。こちらでも「s」評価を提案させていただきます。

最初に小笠原諸島の固有生態を脅かす外来種の管理指針の提案や駆除技術の開発を通じまして、世界自然遺産の登録申請に大変大きな役割を果たしました。

また、昨年度名古屋で開かれました生物多様性条約の第 10 回 COP10 では、日本の森林の生物多様性の変化の評価に役立ちますリビングブラネットインデックスというものを開発しまして、こちらの方にも貢献いたしました。

更に、オオタカなど希少種の保全指針あるいは遺伝子攪乱を防ぐための広葉樹の種苗移動のガイドラインなどを通じまして、生物多様性保全に貢献しました。

それから、生物被害に関しましては、主要な生物被害でありますマツの材線虫病、ナラ枯れ、シカ、ツキノワグマ、これら現在問題になっておりますほとんどすべての生物被害について、この中期の間に被害軽減技術を開発いたしまして、その普及に努めたということで、こちらも中期目標を十分達成して、なおかつ社会的にも大変貢献できたということで「s」評価とさせていただきます。

続きまして、アイ b、水土保全機能の評価及び災害予測・被害軽減技術の開発でございます。

こちらは、間伐後の水保全の関係で、間伐後の水流出量の変化がどうなるかということについては、諸説があったわけですが、これについて答えを出しました。また、特に重要な山地崩壊の関係ですが、地震と崩壊との関係の解明あるいは崩壊の予兆現象、浅層崩壊も深層崩壊も両方とも予兆現象を把握しております。

また、海岸林の津波に対する抵抗力評価、これは今回の地震の前にインドネシアの地震からもう既に研究を始めていて、今年度成果が出たものでございます。このような成果を挙げたということで、こちらに関しても十分な目標を達成し、成果を挙げたということで「a」評価とさせていただきます。

次にアイ c、森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発ですが、こちらにつきましては、平成 18 年度に都市と森林を比較して森林の方がよいという成果を出したのですが、それに対して、都市と森林だけでは不十分であって、他の環境との比較をなささいということで「b」評価をいただいております。

これに関しまして、森林セラピーの評価手法については、科学的に確立いたしました。そして、それをを用いて都市、農地、海岸と比べても森林の方がセラピー効果が高いというような成果を挙げております。

また、里山に関しては、単に基礎研究の段階を超えて、NPO との共同の地域実証試験に至っております。

それから、森林環境教育については、プログラムを開発いたしました。このように指摘されたことを踏まえて成果を挙げましたので、これについても「a」評価とさせていただきます。

アイ d、安全で快適な住環境の創出に向けた木質資源の利用技術の開発。こちらでは地域材の新集成材の性能に関する成果、こういうものを提供いたしまして、JAS の改定あるいは国土交通省による基準強度評価の提示につながるというような貢献をいたしました。また、屋外構造物の非破壊評価法の開発なども行いました。

7ページ、VOCです。シックハウスの原因となります VOC については、今回、アルデヒドのところまで含めてその安全性が確保できるような研究を実施いたしました。

このようなことで、こちらについても強度、耐久性に優れ、シックハウスの原因となる VOC を出さない、快適な建築に貢献したということで「a」評価とさせていただきます。

アウ a、林業の活力向上に向けた新たな生産技術の開発。こちらの方は、平成 19 年、20 年と 2 年間「b」評価をいただいております。その理由というのが、トータルでの林業システムを提言しなさいということが一つ。もう一つが、技術が実用化に至っていないのではないかなという御意見だったと思います。

トータルでの林業システムに関してですが、林野庁がさまざまなシステムをつくっている中で、我々が別のシステムをつくるということは、なかなか難しいかと思いますが、それに向けて、トータルなコストダウンをして国際競争力を付けると、そのために重要なのがそれを把握するための技術であるということで、森林組合レベルで収支の予想をする収支予測システムを開発しまして、実際に九州の方でかなり普及してございます。

もう一つ、最終年度で日本林業モデル、これはシミュレーションモデルですが、これは森林組合レベルの後の流通段階のところまでのコストダウンが検証できるというモデルを作成いたしました。

また、実用化の点では、低コスト化のためにコンテナ苗の実用化、それから林業機械の安全性確保や効率的な作業システムの開発あるいは作業道作成マニュアルの作成等、実際に使われるような技術を開発しております。

更に、これらの成果を基に、森林・林業再生プランの検討委員会にも合計 6 名を委員として参加させておまして、政策に貢献できたと思っております。

この課題につきましても、御指摘を受けまして、私どもの方でそれに対応するというところをした結果、十分中期目標を達成できたというふうに考えておまして、「a」評価とさせていただきます。

アウ b、消費動向に対応したスギ材等林産物の高度利用技術の開発。こちらは、新集成材や異樹種集成材を開発いたしまして、これで例えばスギ材を横架材として使うというようなことが可能となりました。また、1 時間の耐火というものを難燃集成材ということで達成いたしまして、これができますと、中層の建築物までができるということになってございます。

もう一つは、木材乾燥に関しましても、省エネルギーのヒートポンプを用いた方法というものをつくりまして、こちらの方も実用化の技術の方に、現在、進めようとしているところでございます。

キノコ関係につきましても、ウイルスの検査法の開発でございますとか、有用物質の含有量を高める、そういうような技術を開発いたしました。

これらの成果から需要喚起という点で、木材及びキノコの利用技術の開発というものが

できたと考えておりました、「a」評価とさせていただきます。

次に、基礎研究でございます。基礎研究のイア a、こちらの方は「s」評価を提案させていただきます。

スギやポプラの完全長 cDNA の大量収集、これは国際的にも大変反響がございました。それからは、ゲノム情報を飛躍的に充実いたしました。また、その遺伝子の機能あるいは環境ストレス応答機構等を解明したり、遺伝子組換え技術を用いたポプラの着花制御あるいは成長制御などを達成いたしました。これらの技術というのは、スーパー樹木の開発に向けて大変大きな進展ができたものと考えております。

また、キノコ類に関しても、シイタケの全ゲノムの解読に成功いたしました。あるいはまた DNA マーカーを用いてマツタケの原産地識別法、それからサクラの栽培品種の識別法などを開発いたしました。

そういうことで、当初の目標を大きく上回る成果が挙がっておりますし、基礎研究として著しい進歩があり、また、科学的な新知見も大変多いので「s」評価とさせていただきます。

イア b でございます。こちらの方は、木材研究でも基礎的・科学的な知見というものを基本としてございます。その中で、真ん中でございますが、減圧マイクロ波加熱水蒸気蒸留という方法を用いまして、樹木から精油成分を取る方法を開発しました。これは、その次の実用化の方の共同研究の方に進んでおります。

それから、スギの横断面収縮率の樹幹内変動解明、これはちょっとわかりにくいのですが、スギの繊維の方向を見ることによって、スギの材質がわかるというもので、これがわかりますと、何十年も育てなくても数年で、この材質がいいか、悪いかということがわかる、大変画期的な技術でございます。あるいは乾燥スケジュール制御技術の開発、こういうものを基礎研究として成果を挙げました。

ということで、こちらの方も中期目標を達成したと考えてございます。

イイ a、森林生態系における物質動態の解明です。こちらは、土壌探査の蓄積の推定のモデル、これは直ちにアア a の方の、先ほど言いました京都議定書の方に活用されてございます。

それから、土の中での水の貯留時間あるいは移動に関する変化、これは今後水土保持の方につながっていく技術でございます。大変たくさんの成果を挙げまして、これも中期目標を達成したと考えております。

イイ b、森林生態系における生物群集の動態の解明、これは昨年度重点化が足りないということで「b」評価をいただきました。これに関しては、前からそのような指摘がありましたので、重点化を進めておりました、総体としては、我々としては十分な成果を挙げたのではないかと考えております。

今後の新しいシーズとなる未知の種間相互作用、あるいはマツタケの人工栽培やスズメバチの生物的防除、あるいはスギの花粉を枯らす菌、こういったものについての成果が挙

がっております。

それから、特に大きいのは、個体、林分、群落のレベルでの呼吸量の推定でございますが、これはアメリカの『PNAS (Proceedings of the National Academy of Sciences)』という雑誌に掲載されまして、国際的にも大変高い評価を受けました。

また、台風等による大規模攪乱の影響のその後の修復過程、これも長期的な研究でございますが、そのような成果を挙げております。

そのようなことで、御指摘に従いまして、重点化をすることによって成果が挙げたということで、「a」評価とさせていただきます。

また、先ほど話がありましたように、22年度についてもアア a とイア a については「s」評価とさせていただきますが、その理由というのは、今、述べた内容とほとんど重複いたしますので、そちらの方は時間の関係で個別には説明しないで行きたいと思います。

それから、研究の基盤となる情報の収集と整備の推進でございます。これは、水文モニタリング、データベース等について着実に実施してまいりました。特に水文モニタリングについては、連続しているものでは70年以上、それから途中中断のあるもので100年以上の歴史がございます。それから、キノコの遺伝収集についても同様に着実に推進しております。

以上でございます。

○平野理事 続きまして、10 ページからの林木育種でございます。評価シートは、資料2 をご覧いただきたいのですが、43 ページから 56 ページでございます。林木育種とそれからバイオについて御説明いたします。

もう一つ、資料として、林木育種成果集というのが、2011 というのと、5 か年分が2つございますが、5 か年分の方で説明いたします。

それでは、参考資料3 の概要説明版 10 ページから説明いたします。

林木育種は、幾つかの5 か年の数値目標を掲げてございます。まず、品種開発につきましては、5 か年で 250 という開発目標を掲げてございます。内訳は4 つに分かれておりまして、花粉症対策、温暖化防止、それから水土保持・自然環境保全。4 つ目として、林産物の供給機能アップと、こういう4 つの目標を掲げまして、250 に対しまして、339 という開発でございます。

特に、雄性不稔花粉のスギ品種、成長のいいもの、それからザイセンチュウ対策で日本海側、それから北陸、山陰ということで、新しい抵抗性品種を開発したものでございます。

それから、2 点目、2 つ目の柱でございますが、遺伝資源の収集・保存。これにつきましては、5 か年で 6,000 点という目標を掲げており、絶滅種、天然記念物で意義のあるもの、それから育種素材として利用価値が高いもの、こういったものを目標 6,000 点に対しまして、5 か年で 6,354 ということで達成いたしました。

また、3 番目としてつくり上げた種苗、原種の生産配布ですが、5 か年間で 2,493、約 2,500 系統、4 万本を都道府県を中心に配布したところでございます。

それから、各都道府県に対しましてどうだったかということのアンケート調査も実施しております、5点満点で4.6ないし4.8という評価を得たところでございます。

中には3点、2点という厳しい評価もございまして、これについては、まだまだ努力していかなければいけないと考えております。

それから、4番目以降につきましては、先ほど下の方から取っていただいた林木育種の成果集、特に第2期中期計画という下の方ですが、それにのっとった形で主なものを御紹介したいと思います。

まず、2ページ、これは無花粉スギの爽春を発見、それから培養しているところでございますが、なにせ花粉がないものですから、増殖が大変難しいということで、2つの方法、組織培養とマイクロカッティング、この方法で大量生産技術を開発できたということでございます。

当初は数十本しかなかったわけですが、1年間で10倍ペースで増やせることができるようになりまして、18年は300本しかなかったのですが、それが1年経って3,000、それから更に3万本ということで、昨年度末には3万本の爽春のコピーをつくり上げることができたということでございます。

それから、5ページ、次につながる第二世代のエリートツリーをつくり出していこうという、ある意味で助走でございまして、地スギに比べて3.5倍の成長するものが、品種として見つかってきたということで、4年で7m、九州では2年で3mというのもございまして、下刈りを何とか軽減化したいということで、今後、第二世代を開発する1つのベースを、この5か年でつくり上げることができたと考えております。

7ページ、これはケヤキの遺伝的多様性をDNAレベルでオールジャパンの表をゾーニングしたのですが、左側の地図は、葉緑体のDNAを使って、日本を東西にざくっと分けたというゾーニング、右側の方は、核DNA、これを使って日本のエリアを3つに分けたと、こういうDNAレベルで、同じ名前はケヤキであっても性質が違うということで、今後、広葉樹については、種苗の配布区域というものがまだつくられていないんですが、そういったもののガイドラインづくりあるいは保存林の今後の設定についての参考になるということで、いろんな使われ方ができるだろうという期待ができます。

それから、10ページは、スギのオールジャパンの図が出ておりますが、私どもはスギの精英樹、3,600ほどストックを持っておりますが、3,600系統のDNA分析をすべてやりまして、それを地図に落とししたということでございます。

ざっくり言えば、九州地方とそれ以外という大きな区分があるわけですが、いずれにしてもタイピングができるわけでありまして、物としてのスギの管理のみならず、情報として一つひとつの系統が我々が情報データベースとして管理していけるという、一つの踏み出しが、この5年間でできたのかなと考えております。

ヒノキについては、ほぼ終わっておりますが、もう少し残っております。

15ページ、これは海外でございまして、アカシアのマンギウムとアウリカリフォルミス

のかけ合わせで、ハイブリッドができるわけですが、今までオーストラリアの事例は、さやの形成率が10%ということで低いわけですが、私どものやり方によって、4割から6割の交配形成率が相なったということで、そのマニュアルをつくり、そして公表したということでございまして、それによって実用化が期待できるだろうと考えております。

最後、17ページ、バイオセンターの方で遺伝子の組換えをやっております。無花粉の遺伝子レベルでの作業機序を明らかにしまして、新しいスギ媒体、植物体を開発していきたいという試みでございまして、まずは、シロイヌナズナに入れ込んだわけですが、それでは成功しました。赤い花粉の絵がありますが、普通はこういう形で、しかも黄色のような形で、今回は入れ込めて花粉のないものをつくり上げられた。しかし、それをスギに入れた場合には、まだ未完成でございまして。一番下の写真になりますが、まだまだ成長が不十分ということで課題を残しておりますが、こうした形の花粉の発生制御のメカニズムの研究を続けまして、成果に結び付けていきたい、そういうふうと考えております。

以上でございまして、いずれも計画どおり達成したということで、各項目、「a」評価という自己評価を付けさせていただきました。

以上でございます。

○山口理事 続きまして、森林農地整備センター関係です。森林業務担当理事の山口でございまして。用います資料につきましては、参考資料3の概要説明版の12ページから13ページにかけてでございます。

それから、資料2の自己評価シートにつきましては57ページ以降でございまして。それから、水源林造成事業の成果集がございまして、これは一番下の水源林造成事業等成果集の第2期中期計画というものがございまして。

主にこの事業等の成果集と、それから概要説明版で説明させていただきたいと思っております。

それでは、始めたいと思いますが、森林農地整備センターを担当しております業務につきましては、概要説明版の12ページの(1)で水源林造成事業につきまして述べております。

それから、13ページの(2)は、特定中山間保全整備事業及び農用地整備事業。

(3)が緑資源幹線林道に係る債権債務管理や保全管理業務について記述しております。

それでは、まず、12ページの(1)水源林造成事業でございまして、中期目標の取組みのポイントとしましては、冒頭の2つの項目、アの「事業の重点化の実施」及びイの(ア)「公益的機能の高度発揮」が挙げられます。

事業等成果集の2ページをご覧くださいと思います。

新規契約につきましては、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所について締結するよう、従来から重点化を図ってまいりましたが、平成20年度からは、こうした重要流域のみを対象とするように限定することとして中期目標期間の平成20年から22年におきまして、475

件、8,219ヘクタール、すべて限定して契約しているところであります。

併せまして、新規契約につきましては、契約内容、施業方法の見直し、広葉樹等の現地植生を生かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化した契約内容に限定することとしております。

このような施業は独立行政法人の整理合理化計画の中では、事業のリモデルと呼ばれているものであります。この施業内容を事業成果集3から10ページにかけまして、これはパンフレットですが、こういったパンフレットを用いましてPRしているところでございます。

一方、既契約分につきましては、事業成果集の11ページのとおりでございまして、平成20年から3か年で長伐期化、複層林化に伴う変更契約を1,473件、面積にして5万6,434ヘクタールを締結しております。

なお、これらの契約の変更に当たりまして、契約当事者に理解いただくために、事業成果集の12ページにあります、こうしたリーフレットを用いまして、長伐期化のメリットを説明し、そういったことで取り組んでいるというわけでございます。

イの(イ)以降につきましては、平成20年度以前から継続して、目標に向かって取り組んでいるものでありまして、(イ)の「期中評価の反映」につきましては、事業成果集の13ページにありますチェックシートを活用しまして、期中評価の結果を確実かつ早期に事業に反映させたところです。

また、このチェックシートにつきましては、期中評価委員会の御意見を踏まえまして、平成15年度から作成しているものでありまして、以降、改善を重ねまして、現在ではコスト縮減に努めつつ、公益的機能の高度発揮を図るための不可欠なツールとなっております。

平成20年から22年度のチェックシートの活用状況につきましては、事業成果集の14ページのとおりとなっております、対象地をチェックしまして、除外面積を控除し、そして実施予定面積を決定するという流れでやっているところでございます。

(ウ)の木材利用の推進につきましては、事業成果集の15ページに実施事例がありますとおりで、利用間伐につきましては、3か年で6,000ヘクタールの中期計画の目標に対しまして、7,297ヘクタールという実績でございます。

また、「丸太組工法」につきましては、木材利用の推進、コスト縮減の両面から重要でありますので、急傾斜地に開設する作業道のすべての1,478路線で施工しております。

(エ)の「造林技術の高度化」につきましては、事業成果集18から19ページのとおりでございまして、森林病虫獣害、列状間伐、複層林施業及び低コスト路網のそれぞれのテーマで検討会を開催することとしておりまして、毎年度各整備局ごとに中期計画の目標の1回以上を開催しております。

また、伐期に達した森林の複層林化を図る誘導伐につきましては、中期計画の目標どおり、各整備局で1か所ずつ実施しております。

低コスト路網につきましては、特に路網の普及に向けた検討会につきましては、事業成果集の19ページの下段にありますとおり、他の機関が主催する検討会等に、当方の職員を講

師として派遣するなど、地域林業の課題へ貢献するため率先して取り組んでいるというところでもあります。

このため、この（エ）の評価につきまして、全体では一応「a」となっておりますが、この評価単位の下レベルの我々が評価します具体的指標のところでは、この低コスト路網につきましては、平成 21 年度でもそうでしたが、「s」としていただいております、平成 22 年度も「s」というふうにしております。したがって、中期目標期間の当評価も「s」としてしております。ただ、先ほど言いましたように、全体評価は（エ）では「a」ということになっております。

それから（オ）の「事業内容等の広報の推進」につきましては、事業成果集 20 ページのとおり、外部の研究発表会等に積極的に参加しまして、中期計画の目標 6 件以上に対して 13 件の発表を行いました。更に、事業成果集 21 ページにありますように、シンポジウムの開催あるいは「季刊森林総研」等を通じて水源林の役割や事業の普及啓発に努めてきたところでございます。

ウの「事業実施コストの構造改善」につきましては、「コスト構造改善プログラム」に基づき、造成コストの削減等に取り組み、事業成果集の 22 ページに整理しているとおり、平成 19 年度に比べて、目標は 9%というところでありましたが、実行結果は 9.9%と総合的なコスト構造改善を達成しております。

なお、事業成果集 23 ページにありますとおり、総合コスト改善率の算出の仕方につきましては、農林水産省や国土交通省等もそうなのですが、こうした算出方法が私どもがやっていたものとちょっと違っていましたので、若干見直しをしております。見直したところは、注 1 の下の方に総合コスト改善率のところに書いてあります分母のところ、これまではライフサイクルコスト改善額を入れていたものを農林水産省の計算式に準じまして、それを分母から外していくということにし、現行と変更後の数値につきましては、下の表のような形になっているということでございます。

それから、概要説明版の 13 ページに移りますが、（2）特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業につきましては、現在、実施中の区域を計画的に着実に実施、完了させるということが重要であると考えております。

アの（ア）の「事業の計画的な実施」につきましては、事業成果集 25 ページにあります、各区域の進捗状況の表をご覧くださいと思います。

中期目標期間の中で、平成 22 年度までに完了することとしております 6 区域につきまして、平成 21 年度には安房南部、郡山、阿蘇小国郷の 3 区域、それから平成 22 年度には南丹、黒潮フルーツライン、下閉伊北、この 3 つを完了しております。

また、これら以外の美濃東部、邑智西部、南富良野 3 区域につきましては、今後、計画どおり、25 年度末までに完了するということに向けまして、着実に進捗を図っているところでもあります。

なお、事業成果集 26 ページのとおり、事業を計画的に実施するために、各区域におきま

して、関係地方公共団体に対しまして、事業実施事業の説明等を実施しております。

更に（イ）の「期中評価の反映」につきましては、事業成果集 27 ページのとおり、コストの縮減や環境との調和などの面で期中評価の結果を残事業に反映させました。

次にイの（ア）「環境保全及び地域資源の活用に配慮した事業実施」につきましても、事業成果集の 28 ページから 30 ページのとおり、環境保全対策の実施、検証、それから木材利用の推進、それから舗装用再生骨材及び再生アスファルトの利用の推進といった取組みを行い、中期計画のそれぞれの目標を達成しているというところでございます。

また、イの（イ）の「新技術・新工法の採用」につきましては、事業成果集の 31 ページのとおりでありまして、中期計画の目標 3 件以上のところを新技術導入事業等に登録されている 8 件の新技術・新工法を採用いたしました。

このほか、事業成果集 32 ページのとおり、農家・地域住民等参加型直営施工工事を毎年度実施しております。

また、本項目につきましては、平成 20 年度に「s」評価をいただいているところでありますが、事業区域の完了に伴いまして、事業量が減少しているという事情もでございます。工事内容を工夫しながらやってはいるのですが、21 年度が「a」、22 年度も「a」という評価でございましたので、中期目標では「a」という評価をさせていただきました。

それから、ウの「事業実施コストの構造改善」につきましては、水源林造成事業と同様に、「コスト構造改善プログラム」に基づきまして、新技術の導入、計画、設計、施工の最適化等によるコストの削減に取り組みまして、事業成果集の 33 ページにございますとおり、平成 19 年度比で 9%の目標のところ、10.6%の総合的なコスト構造改善を達成しております。

（3）は、緑資源幹線林道事業の廃止後の残務に関するものであります。

アの「債権債務管理業務」につきましては、旧林道事業に係る賦課金・負担金等の債権につきまして、計画どおり、20 年から 22 年度分を徴収し、償還業務を確実に実施しました。

イの「保全管理業務」につきましては、移管未了の林道につきまして、地方公共団体との連携を図りつつ、必要な維持、修繕、その他の管理を着実に実施しまして、移管を円滑に推進しております。

事業成果集の 36 ページのとおり、平成 22 年度末の管理林道は残るところ 11 区間となっております。

以上でございます。

○福田理事 続きまして、最後の共通的な部分につきまして説明をさせていただきます。概要版の 14 ページからでございます。一方、シートの方では 78 ページからでございます。

78 ページの行政機関等との連携でございます。行政機関等、技術情報の提供あるいは専門家の派遣等を通じて、どれだけ連携を図っているかということでございます。

これにつきましては、達成状況のところでございますとおり、林野庁委託事業であります吸収源のインベントリ情報整備事業あるいは北秋田にバイオマスプラントをつくるとい

う大規模な実証実験事業、これらにつきまして、森林総研しかできないということで、きちんとそれを受けまして実施をしております。また、林野庁とは年に1から数回、分野ごとに、研究調整会議ということで、行政の動向を先取りするような研究をするように連携を図っているところでございます。

たびたび出ておりますが、21年に引き続きまして、森林・林業再生プランの実現に向けて設置された分野別の検討委員会の中で、すべてに専門家を参加させると同時に、地震、豪雨等によります災害に際しまして、3月11日の東日本大震災も例外ではございませんが、専門家を派遣いたしまして、原因究明、二次災害防止等について指導・助言を行っているところであります。そういうことで、委員会等への派遣件数も22年度、2,185ということまで伸びております。

そういうことによりまして、これについては、18年度「s」で他の年が「a」でございますが、22年度も「a」ということで、また、中期としても「a」ということで自己評価いたしました。

次が、80ページにございます、成果の公表及び普及の促進でございます。

中期目標では、国民との継続的な双方向コミュニケーションを図ると、あるいは研究成果につきまして、年平均1.0報以上ということで、研究者一人当たりの学術雑誌への掲載論文を出す。あるいは成果の利活用ということで積極的に講演会、一般公開等を行うということでございます。

また、知的所有権の取得、利活用に努めるということでございます。

これにつきまして、80ページの下の方から達成状況を書いております。ホームページにつきましては、新しいシステムの導入によりまして、22年度から構成、デザイン等を改訂し、見やすさ、コンテンツの充実を図ったところでございます。

一方、81ページになりますが、論文報告数は5年間で2,273報ということでございます。

また、中段の少し下のところに研究員一人当たりの主要学術雑誌等掲載論文数、実績値、年平均1.0報ということ、これについても22年度も1.0以上ということになりました。

22年度の数字を見ますと、学会等の発表件数の方は増えているのに、論文の方は1.0ぎりぎりに変な感じがいたしますが、実は学会は、韓国でユフロがございましたり、発表機会が実は多かったというのがありまして、一方で、一人当たりの方は3月末ごろに発刊予定の学会誌というのが、事情によりまして延びたりして、ここにぎりぎり1.0というふうになりました。そういう相反するような形になっておりますが、事情はそういうことで、22年度についてもきちんと取り組んで成果を挙げているということでございます。

また、82ページの下の方でございますが、知的所有権の取得及び利活用の促進ということでございます。これにつきまして、中期計画期間中、これは計画の方で目標、年8件以上という目標を立てておったわけでございますが、中期計画中の総出願99件ということで、年平均19.8件ということでございます。これについても目標達成ということでございます。

これらを評価いたしまして、各年度とも「a」ということでございまして、中期も「a」

という評価をさせていただいております。

次に 84 ページでございます。専門分野を生かしたその他の社会貢献ということで、これは 84 ページの上にありますように、分析及び鑑定でありますとか、講師の派遣、研修生の受入れ、あるいは標本の生産・配布といったような地道な努力の部分でございます。

85 ページの方でございますが、年平均 200 件以上の分析、鑑定の要請に応じております。

また、海外からの研修生の受入れにつきましては、約 1,600 名弱を受入れているということでございますし、標本の生産配布につきましても、1 万 8,000 点の配布をしております。

これらによりまして、86 ページの方でございますが、また、MOU を積極的に結んだというような取組みもございましたので、自己評価も「a」、中期も「a」という評価をさせていただいております。

87 ページでございます。経費節減に係る取組みでございます。これは、一番冒頭に経費の抑制というので、ここではむしろ、いわゆる細かな内容を書いてございます。実際に、施設そのものは、むしろ面積が増えているような面もございます、機械も増えているような面もございます。

そういう中で、エレベーターの省エネ型への転換、省エネ型への改修でありますとか、あるいは車両の削減を図る、というような努力をいたしまして、「a」評価とさせていただいております。

次に 88 ページは、受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取組みでございます。

これにつきましては、文字どおりのことでございます。そこに表が 3 つ並んでおります、外部資金の獲得状況につきまして、増加傾向ということで努力してまいりました。

ただし、21 年と 22 年のところを見ますと、28 億から 24 億ということで下がっておりますが、これにつきましては、21 年度のところで、先ほどもご説明いたしました北秋田の実証プラントをつくったのが原因です。7 億円余の大きなハードの施設をつくった関係がございまして、この関係で、21 年度は 7 億一挙に出たものですから、逆に 22 年度は林野庁の分が下がったということでございます。その 7 億を引きますと、ここ 3 年間は 21 億、21 億、22 億という感じでございますので、着実な努力というのが御判断いただけるかと思っております。

また、自己収入は、下の方でございます。大きなものは入場料収入とかでございます。また、依頼出張でありますとか、そういうことがございますので、また、相手の要請の部分もありまして、全体としてはその中でも増加させてきている。特に、森林大百科事典の著作権使用料を自己収入にするなど、そういう著作権収入についても取り組んでいるところでございます。

ということで、「a」評価とさせていただいております。

次が、法人運営における資金の配分状況でございます。90 ページからでございますが、これについては、21 年度のときに「b」評価をいただいております。これは、公表した財

務関係の資料に一部誤りがあったということでございます。それもあつたわけですが、全体としての取組みといたしまして、90 ページ以降に、これは非常に細かい項目が多いんでございますが、人件費の削減、諸手当については国に準拠したものにする。レクリエーション経費についても特段の支出はないとか、あるいは保有資産の管理・運用・見直し、この辺が実は 22 年度の評価について、親委員会の方から特によく見なさいと、評価をなささいと言われた項目が出てまいります。保有資産の管理・運用・見直しの状況ですが、これにつきましては、保有の必要性の検証、施設整備及び土地の事業計画について内部委員会で厳しく見まして、その中で、そこにありますような資産の除却処分をしております。

また、91 ページの方でございますが、上の方に関連公益法人の関係がございまして。これについては、このところ、若干問題になっていたわけですが、林業科学技術振興所及び林木育種協会が関連公益法人として該当するわけですが、育種事業に係る委託業務につきましては、可能性のある者に広く説明を行いまして、参入を促したことによりまして、幅広い分野からの応札がありました。なお、22 年度からは林木育種協会の応札はありません。

また、科学技術振興所につきましても、同じように取り組んだわけですが、一部、22 年度のもので 21 年の 1 月とか 2 月ごろに通年の 4 月以降の業務を先に応札してもらうということがありまして、若干、実績としては残った部分もございまして、最終的に科学技術振興所そのものは、23 年 3 月、つまり 22 年度末をもって解散ということになっております。

それから、契約の適正化等につきましては、先に説明したとおりでございます。

なお、93 ページをお開きいただきたいと思います。93 ページのところ、これは中段の黒丸のところ、実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況等あるいは、知的財産権についてきちんと不断の見直しをしているかということでございまして、これについては、94 ページの上段のところにあります。知的所有権の効率的な維持管理を図るために、権利化された特許について、期間中に 34 件の見直しを行いました。また、実施許諾等の可能性の少ない特許 16 件の放棄をしております。

まず、期間中の 99 件ということで、年平均 19.8 件という出願の方もやっています。きちんとそういう取組みをしていると、この辺が先ほど申し上げた、22 年度の特に親委員会の方から見るようにといていた項目でございます。

同様に、親委員会の方からありました点が 95 ページの方、内部統制でございます。

内部統制につきましては、そこにありますように、法人の長がきちんと組織全体について情報を得て、的確に把握し、更にミッション等あるいは指示をきちんと周知徹底しているか、という項目でございます。

これは、重要な会議すべて、理事長、理事、全部出席をしていますし、ディスカッションをして、また、その結果について、あるいは法人のミッションについて、年度計画も含

めてですが、目標等につきましても、職員に周知を図るということで徹底しております。

また、下の方の黒丸でございますが、リスクを認識してきちんと未達成要因の把握、分析、対応等をしているか、ということですが、

これにつきましては、先ほど御説明したとおり、以前から PDCA サイクルの業務点検を行ってきたところでございます。22 年度に本格的にリスクの識別評価対応計画の策定と、いわゆるリスク管理を進めてきておりまして、ここのところはきちんと取り組んでいると思っております。

こういうことも含めまして、全体としての評価については、22 年度も「a」、中期といたしましても「a」評価ということで自己評価しております。

続きまして、98 ページでございます。これは資源の関係なんですけど、長期借入金等の確実な償還をしているかということ、これは当然約定に従ってきちんと償還するのは当たり前でございますが、長期借入金について着実に償還できたということで「a」評価にしております。

また、99 ページ、業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守ということで、中期計画の予算を、削減目標を踏まえてきちんと作成し、それに基づいた運営を行っているかということでございます。基本的には交付金依存型の仕事をしておりますので、きちんと予算に従って、コスト削減等に努めながら実施しているということでございます。

なお、100 ページ以下は、先ほど説明したようなレクリエーション経費とか、そのほかの関係の項目、これは整備センターの関係のものが付いておりますが、同じような取組みをしておりますので、省略させていただきます。

ということで、これについても「a」という評価をさせていただいております。

また、105 ページ、水源林造成事業について、短期借入金をきちんと限度額以下で短期借入れを行って、短期ですから、当年度内に返さなければいけませんので、年度内に償還しているかということでございます。これも当然、そのとおりしております。ということで「a」評価でございます。

それから、106 ページの方は、計画以外の重要な財産の譲渡ということでございます。これは、水源林の関係が特にあるわけでございますが、事業の縮減、縮小あるいは人員の減少等によりまして不要になってくる資産がございます。これについて、中期目標の達成状況にございますとおり、譲渡収入それぞれにつきまして、着実に国庫納付をしているところでございます。

また、108 ページの方は、施設及び設備に関する事項でございます。施設の老朽化等に対処してきちんと整備をしているか、あるいは改修等をしているかということでございます。これは中期計画に基づいて年度計画の検討を行いまして、実績、合計 28 件、中期計画 5 か年間で 23 億 600 万円余を支出しております。ということで、これについても「a」評価とさせていただきます。

110 ページは、人事に関する事項でございます。人事計画といたしますが、きちんと人件費

を削減をしながら、要員を効果が上がるように適切に配置しているかということでございます。

採用管理につきましては、研究者9名を採用いたしました。また、非常に厳しい人件費削減の制約の中ではありますが、110ページの下のところにありますが、措置をされました任期付きの職員の公募を行いまして、女性研究者6人を含む21人というのを期間中に採用したということでございます。これは、特に後半の22年度のところが大きいものですから、22年度も含めて「a」評価とさせていただきます。

112ページ以下は、人の配置の状況でございます、総務部門等縮減しながら、努力してきている経過が数字に挙がっているかと思えます。

114ページは、環境対策・安全管理の推進の関係でございます。安全衛生委員会による職場巡視あるいは化学薬品で小さな事故、ヒヤリハットみたいなものがございまして、これにつきましても、看過することなく、きちんと原理原則に基づいて化学薬品の取扱いができるように手引というのを整備して周知するなど、事故の防止に努めております。

また、環境物品の調達につきましても、積極的に取り組んでいるところでございます。

また、整備センターの方では、仕事柄、ハチアレルギー対策が必要になりますので、こういう健診等の徹底をしております。

こういうことを含めまして「a」評価ということにさせていただきます。

最後の項目は、116ページでございます。情報の公開と保護でございます。これにつきましても、情報の公開と保護、当然、法律の定めもございまして、これに基づいてきちんと内部規定を整備いたしまして、法人文書の開示の実施、適切な開示に努めております。

また、中段のところがございますが、個人情報の保護管理について徹底するとともに、22年10月には情報セキュリティポリシーを制定いたしました。また、これに関する講習会等も実施しているところでございます。

こういうところから、各年度「a」評価でございます。中期としても「a」評価という自己評価にさせていただきました。

なお、口頭で説明した部分で、まだ、私どもの、これは専ら私が悪いんですが、評価のシートの方に、実は余り書かれていない部分もございまして、もう少し記述については、きちんと充実させたいと思っております。誠に申し訳ございません。

以上で終わります。

○酒井分科会長 ありがとうございます。どうも多岐にわたって要点の説明ありがとうございました。「s」評価が3つございましたが、ただいま御説明いただきました森林総合研究所の自己評価結果等につきまして、どなた様からでも結構ですので、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。時間的には40分程度を目安に御質問をいただきたいと思えます。

順不同で結構ですので、ありますでしょうか。では、片桐専門委員、お願いいたします。

○片桐専門委員 内容をどうこうということではないんですが、先ほどの説明の中で、過

去5年間に「s」があったとか「b」があったとか、そういう説明が出てきました。それについて説明のなかったものは、すべて「a」だったと考えていいのでしょうか。

○福田理事 はい。

○片桐専門委員 わかりました。

○酒井分科会長 本年度新たに委員に就任されると、ちょっと過去の経緯がわかりにくいかもしれませんが、いろんな評価があって、総合的に今回、中期目標終了時ということで評価されたと思います。

ほかにございますでしょうか。

加藤専門委員、よろしくお願ひします。

○加藤専門委員 90 ページの下から8行目くらいですか、九州支所、鹿北森林水門試験地タワー、この水門の門は、この門でいいのでしょうか。ちょっとイメージとしてわきにくいのですが。

○福田理事 文章の文です。間違いです。済みません。

○加藤専門委員 ミスプリントですね。次の93 ページの上の方にもあるのですか。門だとイメージとしてわきにくいかなと思います。

○福田理事 文章の文の間違いでございます。

○加藤専門委員 それと併せて、御説明いただいた概要説明版の中で、教えていただきたいのですが、9 ページのところで、森林水文モニタリング、70 年以上やられているという説明があったんですが、具体的には、水文モニタリングの水文量というのは、どういう項目を押さえられているのでしょうか。

○大河内理事 詳細全部については、ちょっとこの場で即答しかねますが、基本的には水の量でございます。

○加藤専門委員 流量とか。

○大河内理事 そうです。そのほか、幾つか項目があると思うのですが、ちょっと今それはここではわかりません。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○酒井分科会長 肘井専門委員、お願いいたします。

○肘井専門委員 私も新しいので、ちょっとよくわからなかったところもあるのですが、先ほどの水源林の説明のところで、自己評価としては「s」が幾つかあったのですが、最終的に「a」になったという御説明があったと思いますが、あれは最終的に「a」になった理由というのを、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、もう一度御説明いただけませんか。

○山口理事 参考資料3の概要説明版①の1 ページ目を開いていただきますと、水源林造成事業につきましては、第3の3@(1)のアの「重点事業の実施」のところからですが、先ほど申し上げましたのは、3@(1)イ(エ)「造林技術の高度化」のところです。

ここにつきましては、中身が指標の段階、要するに評定のところで、評価単位、評定の

欄で「a」となっております。それから具体的指標の評価結果のところの予定以上のところに1と書いてあります。それから概ね達成が3と書いてあります。このうち、要するに具体的指標の評価結果、ここが私ども法人が評価しているところでございます、それぞれ個々に分かれており、項目が4つあるということです。4つのうちの1つについては、予定以上で「s」を付けたと、こういう意味で、残り3つが「a」ということでございます、その「s」につきましては、2年間、私ども平成20年から中期目標に入っております、3か年のうちの2か年は、「s」だったんですが、それは4分の1だけが「s」ということだったものですから、全体的には「a」という、そういう評価をしたということでございます。

○肘井専門委員 よくわかりました。ありがとうございました。

もう一つ、よろしいでしょうか。概要説明版のところの8ページのところ、ちょっと私、専門が近いので、どうしても目に付いてしまうのですが、イイbのところ、生物群集の動態の解明というところで、先ほどの説明では、前回の指摘の中で重点化してもっと絞れという評価があつて、そうした結果「a」と判定したと、そういう説明だったと思いますが、この重点化というのは、どういうラインで絞って重点化したのか、例えばいろいろな林内作業の事故防止のため、その基礎的な研究としてスズメバチの生物的な防除というものがその基礎にあるというお話なのか、それから、それ以外の例えばマツ枯れとかナラ枯れの防除に結び付く基礎的な研究なのか、その辺の重点化の道筋といたしますか、ラインというのは、どういう視点で重点化したという御判断なのか教えてください。

○大河内理事 重点化は、実は、昨年度指摘を受ける前にも、そのお話がありましたので、2年くらい前から重点化の作業は入っております、それは開発研究ではないので、出口を見据えて重点化するのではなくて、課題すべてを点検しまして、シーズ研究として将来性を評価して、その将来性に沿ってロードマップがつけられるものを重点化すると、そういう形で方向性を出してまいりました。

あと、昨年度指摘を受けて、それからまとめの研究をつくるという、実はそちらもやったのですが、その新しい課題というのは、今年から動き出すのですが、それはさすがに第2の成果には入りませんので、その指摘を受けてそういうことはしておりますが、ここには書いておりません。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。

箕浦専門委員、お願いします。

○箕浦専門委員 先ほど実用化研究と基礎研究の説明がありましたが、実用化研究から実際にコマーシャルベースで使われるようになった研究というのは、どのぐらいあるのか、それと基礎研究から実用化研究に移行できたものというのは、どのぐらいあるのかを教えてくださいましたらと思います。

それから、アアaのところ、国際的な評価というようなことがございましたが、外部機関でもそれなりの評価を受けた研究というのは、どの程度あったかを教えてくださいませ

んか。

○大河内理事 例示でよろしいでしょうか。

○箕浦専門委員 それで結構です

○大河内理事 例えば林業のところだと、7ページのアウ a のところに書いてあります
収支予測システム、こちらの方はコマーシャルベースではなくて、無償配布でございます
が、それで九州地域の森林組合にかなり普及しております。

それから、その少し下にコンテナ苗の実用化でございますが、これは東北、九州等の国
有林等を中心に、今、コンテナ苗が、数字は今すぐここでは出ないんですが、20万本とい
うことですが、そういうことで実際に使われております。例えば、例示としては、林業の
ところで挙げれば、そういうようなことがございます。

それから、基礎研究から行ったものというのは、実は温暖化のところが一番多いわけ
でございますが、温暖化に関しても、先ほど申し上げましたように、土壌の炭素の蓄積の基
礎的な研究が温暖化の方に行きまして、京都議定書のレベルの段階では、基本的に木材の
方、木にたまっている方であったのですが、実際には、土壌にも相当蓄積量がありますの
で、そちらの方のモデルにつながっていったというようなことがございます。

それから、3番目の質問ですが、先生、もう一度お願いします。

○箕浦専門委員 外部機関から評価を受けたというものです。

○大河内理事 はい、わかりました。温暖化のところは、京都議定書等に用いるときには、
やはり IPCC とか、そういうところの専門家の方の御意見を伺わないといけないので、そ
ういう方を招聘いたしまして、うちが評価を受けたということではなく、林野庁というか、
国としてその手法を評価を受けたということでございます。

それから、外部の方の評価を受けているというのは、すべての研究は、どこかの段階で
外部の評価委員の評価を受けております。

○箕浦専門委員 その中で、先ほど IPCC の評価も説明がありましたが、外部からの評価
が非常に高かったものというのは、22年度とこの中期目標終了時でどの程度ありますか。

○大河内理事 評価に2つありまして、いわゆる課題の評価の話と、それから反響がすご
かったという方の評価があります。反響の方でいいますと、REDDでございますが、
REDDについては、昨年度もシンポジウムをやりまして、あれは生物多様性条約のとき
にREDDのシンポジウムをやりまして、それで生物多様性条約に來られた国外の専門家
の方の反響が大変すごかったと。その後、気候変動枠組み条約 COP 6、生物多様性条約
COP10 でやはり REDD の会議を行いまして、また大変な高い評価を受けたと聞いており
ます。

それから、生物多様性に関しましても、生物多様性条約 COP10 の前に、プレシンポジウ
ムというものを私たちの方で開きまして、生物多様性条約事務局を始め、各国の専門の方
をお呼びして、大変高い評価を受けております。

ちょっと順番がばらばらで申し訳ないのですが、IPCC に関しては、IPCC がノーベル平

和賞を受賞したときに、IPCC に対して貢献した方に IPCC からそれぞれあなたは貢献しましたという賞状をいただいたのですが、それはうちの研究所からも数名の方が受けられまして、そういうところでも高く評価されております。

○箕浦専門委員 ありがとうございます。あと、人員派遣と研究の進捗について、人員派遣をすることによって、研究の進捗が滞ることはございませんでしょうか。

○大河内理事 人員派遣にもいろいろあるのですが、いわゆる委員会等、特に木材関係が大変多うございますので、その場合には、なるべく研究に支障が出ないように、リーダー級、室長さんが行かれますので、そういう方は大変お忙しい思いをされていると思いますが、実際の研究には、実働されています若い方たちの方には支障が出ないようなことを配慮しております。

○箕浦専門委員 ありがとうございます。

○鈴木理事長 補足なのですが、第三者がどういうふう「s」評価をしているかという客観性についての質問だと思うのですが、やはりそれは1つは利用してもらえなことだと思います。さき程出ました温暖化会議において日本の国家戦略の中に、私どもの提案したものが組み込まれる、それが国際的に評価を受けるというのが1つの出口であります。もう一つ、先ほどノーベル平和賞を紹介しましたが、私どものOB2名を含めて6名のものが議長からノーベル平和賞の受賞に対しての礼状を受け取っていること、そういう客観性、そういうことで「s」評価を2つ付けたものについては、我々のみならず他者の評価も私どもが考慮しながら付けているということですので、御了解いただければと思います。

○酒井分科会長 島本委員、どうぞ。

○島本委員 2点ありまして、1つは質問、1つはコメントなのですが、1つ目は、3の資源の効率的利用及び充実、高度化というところの(3)の組織等について、概要説明版ですと、3ページのところなのですが、全国の93か所の試験林について見直し、32か所を廃止ということが書かれているのですが、ほかの項目もそうなのですが、事業の縮減、コストの縮減とか縮小といったときに、どんどん縮小していけばいいというものではないと思います。この試験林の見直し、廃止というのは、中期的にというか、今後、どの程度行うという目標の中で、この32か所ということになっているのかというのが1つ目です。

それから、2つ目、これはコメントなのですが、課題のアウ a の林業のところの説明のところで、評価委員会から統合的なモデルを出せという要求があってという話だったのですが、恐らく過去2年については、ここら辺は私のコメントが結構多かったと思うのですが、統合的という意味ではなくて、過去の成果の中で、課題の中で、ちょっと相反するような結論に至る危険性のあるような研究と一緒に書かれていたりしたので、統合的なモデルというか、統合的な研究をお願いしたいということをお願いしたと思うので、ちょっと誤解があるかなと思うので、もし、その辺の意味合いが少し違っていたら、そのように訂正していただきたいと思います。

以上でございます。

○福田理事 まず、前半の方を私の方から、個別の中期の期間評価シート、6ページをご覧いただきたいんですが、6ページのところに、先ほど島本委員から御指摘のありました、試験林のところの中期目標の記述、上から10行目くらいのところですが、全国93か所に設置している試験林については、効率的、効果的な運営を確保するための見直しを行うということで、具体的に幾つにするということを書いているわけではございません。あくまで試験林というのは、一定の研究計画がありまして、その研究にどういうふうにするかというのが前提になっておりまして、その研究もまた継続されるものと、中には一定の成果が出たということで、中期の期間あるいは途中でも、場合によっては終わるものもございまして。また、その規模が縮小すれば、別のところでもできるということで、統合されるものもありますので、そういうことで、試験林については、具体的に、今の時点で全部予見するというので、具体的な数字を出しているわけではございません。

したがって、いずれにしろ合理化が先にありきではなくて、むしろ研究をどう進めるか、その研究の中で、この試験林がないといけないということはどう設定するかということでありまして、そういう観点から進めていくということになるかと思っております。

○大河内理事 コメントということなので、少し簡単に返させていただきますと、19年度に3つ、20年度に4つ指摘がありまして、恐らく島本委員のおっしゃられたことというのは、森林管理山村振興はどのようにあるべきかという大枠の中で、それぞれの研究の位置づけを整理した上で分析を行い、この言葉だと思っておりますが、簡潔にするために、その前の年の日本林業モデルのことに同一で発言させていただいたということで、意味としては、私も同様にトータルでの林業ということの活性化ということで考えていきたいと思っております。

ちょっとお答えになっているかどうか、基本的には、それぞれの技術全体を併せて、トータルなコストダウンによる国際競争力の確保ということで研究を進めていきたいと考えております。

20年度の位置づけを明確にしてということですね。

○島本委員 そうではなくて、その統合的などという意味をどのようにとらえられているのか、逆に質問していいですか。

○大河内理事 統合的というのは、統合的な、これが森林総研の林業モデルでございましてというのは、我々の方で出すということではないと思っておりますので、やはり全体としてのコストダウンによって競争力を確保するということを考えております。

○島本委員 その統合的などというお話と、国際競争力の確保というのがどう関係するのかというのが、今の御説明ではよくわからないのですが、基本的にこの課題というのは、活力ある林業ということから始まっているので、恐らく活力ある林業とは何かということからきちんと積み上げた分析と答えというのが必要なのかなど、私は思っています。

○酒井分科会長 そういうコメントということで。

どうぞ。

○早坂委員 概要説明版の6ページになります。アイ b の水土保全機能の評価及び災害予測・被害軽減技術の開発ということで、今回、まさに災害が起きまして、海岸林の津波に対する抵抗力評価手法とか、それから3年前に起きた栗駒の災害につきましても、地震と崩壊の関係の解明と、大変、今、タイムリーな研究をなさっていたと思います。

この研究が、今回もしくは前回の3年前の災害とかにどういう形で貢献していただいたのかということをもう少し説明していただくと、評価がもう少し具体的にわかるかと思えますので、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○大河内理事 地震と崩壊の関係は、3年前の栗駒の地震を受けて主に研究したということでございますので、それ以前に予見していて、こういう研究ができていたというわけでもないで、その辺は、そういう位置関係でございます。

津波に関しては、先ほど申し上げましたように、インドネシアの大津波を受けてこの研究をしたということで、今回は、勿論、それに対して何らかのプラスはできなかったのですが、津波の後に、直ちにこのシミュレーションモデルを使いまして、今後の海岸林の造成をどういうふうにすると、どのように津波が軽減できるかということは今、ただ、現在、この成果を受けて研究を行っているところでございます。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○三井委員 概要版の6ページのアイ c ですが、森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発。これは、2年度分しかやっていないのでしょうか、実績は。

○大河内理事 5年間です。

○三井委員 5年間実施してきたのですか。

○大河内理事 はい。

○三井委員 それで、総務省の例の委員会から次回から廃止ということになるわけですね。

○大河内理事 重点化しないということです。

○三井委員 そういった場合は、何らかの形で、こういうテーマを再編するとか、何らかの対策といいますか、そういうことはあるのでしょうか。もうこれはこれで終わりだという形でしょうか。

○大河内理事 重点化しないということでございます。ほかの状況でこの技術がもし必要になれば、その場で使うことはありますが、このための研究ということではなくて、森林管理上必要な研究という部分があれば、その場で使うということになります。

○三井委員 例えば今年度からも次のあれですね。

○大河内理事 大きく言いますと、森林のこともありますが、木造住宅の居住快適性も全く同じ人たちがやっておりますので、少なくともそこの方には生かされると思っております。

○三井委員 もう一つですが、最後の方ですが、中期計画の5か年で研究員5%削減、私が誤解しているかもしれませんが、間違いでしょうか。

○大河内理事 人件費ですね。

○三井委員 研究員の人件費。

○大河内理事 全体です。

○三井委員 研究員だけについてそのぐらいになるわけですか。例えば私どもの大学もどんどん減ってきて、これまで年間1%だったのが、更に2%みたいになってきていて、そうすると、例えば研究員の世界でそういうことが起これば、組織の再編ということになってくるわけです。

そういったことは、要するに研究員の人員削減の中での組織の再編みたいなことは、何かお考えなのか教えていただけますでしょうか。

○大河内理事 私どもが独法になるときに、非常に大きく組織を変えました。それまでは国の研究機関というのは、この研究室はこの研究をすることという、すべてそういうふうに定まっていて、人間が減ったりあるいは組織、課題が変わると組織を変えなければいけなかったのですが、現在、その時点で課題と組織を完全分離しまして、組織の方は学問的なグループごとにつくっておりまして、課題の方は分野横断的につくと、そういう形にしております。

この形にした結果、その当時も人が減っておりまして、2人部屋というのがあったのですが、それを大部屋制にいたしました。大部屋制にすることによって、研究室の形を維持すると同時に、先ほど言いましたように、研究室に縛られずにいろんな研究室の人が参加することによって課題ができる、そういうような構成にしましたので、現在のところ5%の、この5年間の人件費の削減では、まだそれを大きくいじる必要はない、まだそのくらいのことであれば、十分吸収できるような体制になっているということでございます。

○鈴木理事長 同じことですが、ちょっと補足させていただきます。1つは、最初のレクリエーションの関係ですが、ここの項目については、先ほど申し上げましたように、新しい第3期からは重点化しないということで、ここに関わるさまざまな問題はいろんなことに関わってきますので、必要に応じて取組みは行うということになろうかと思えます。ざっくりばらんに言えば、そういうことになろうかと思えます。

それから、2点目の人件費ですが、これは大学も一緒だと思いますが、人件費の総額の5%削減の中に、一般職員あるいは研究職員、どのような割合でやるかというのは任されておりますので、そういう意味で中期計画ごとに5%削減というのは縛りが効いているということになります。

以上です。

○福田理事 補足いたしますと、シートの112ページになりますが、若干不親切な表なので申し訳ありませんが、ここに18年度のところで、これは組織が2つになっているので、外書きになっているのですが、653.5と146.5、これを足すと800になります。800人が、22年度753人になっております。つまり47人減ったということになります。

では、それを上の区分ごとに見るとどうかということなんですが、計算しますと、一般職員と技術職員で34人、つまり47人のうちの7割がそういうところで減らして、できる

だけ研究資源を重視するというので、研究職員の方では3割しか減らさないというふうになっております。

○酒井分科会長 よろしいですか。どうぞ。

○田村専門委員 シートの57ページですが、水源林事業の事業の重点化というところで、新規契約数が20、21、22ということで数字が挙げられています。それで、22年度の新規契約の件数が極端に少なくなっているのですが、事業の重点化ということで、2つ以上の都道府県にわたる流域に限定するという点に関しては、達成率は100になるわけですが、計画には量的な数値というのはないわけですから、意地悪く取れば、当然、いつも100になるだろうということに読めてしまうのですが、この辺はどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○山口理事 新規契約、要は重点化して、ここだけでやりなさいというような話でして、御指摘のとおり数的な目標はなかったわけでありますので100になるのは当然といえば当然です。また、20年、21年までは予算の方は一定の水準だったのですが、22年、23年になってきますと、予算の削減が続いておりました。また、新規契約をして、それからちょっと間をおいて植栽に移るわけですが、その間のストックがありまして、それが大体4～5年分くらいありますので、契約のペースを少し落としているということでございます。

できれば、要望があれば、私どもの要件に合致するところであれば、それはやっていきたいというのは山々ですが、当面の予算事情もありますので、その辺は御了解いただければと思っております。

以上です。

○酒井分科会長 ほかに御質問ございますか。

では、川上専門委員、どうぞ。

○川上専門委員 産学官連携についてなのですが、平成22年度から産学官連携推進調整監とか室というのを本所、四国支所の方に設置したとあります。この方は、このような役職の方で、それからまたこれを設置することによってどのような効果が生まれたか、そして、また、その職員の方々の意識がどう変わったのか教えていただければと思います。

○福田理事 産学官連携につきましては、まず、どこに相談したらいいかというのがわからないと、外の人も相談しようがないというところがあります。それで、電話したが、たらい回しにされたなんてことがあると大変なことになるわけです。そういうことで、まず、窓口を明確にしなければならないということで、最初のうちは担当を1人明確にすると、この人が窓口だという感じで兼務でいったのですが、それをもっと専任的にきちんとやるようにということで明確に、完全専任ではないのですが、明確にしまして、かつ、この支所に置いた方は、本所の方は研究のかなり統括的な立場ですし、支所の方は、支所長の下ナンバー2の方ですから、この方が受けたら、実際に今度は支所内に具体的に受けたものを踏まえて、それで割り振って、きちんとそれにどう応えるかということの中で調整できる立場の方でございます。今までその人は、どちらかというと、中の研究調整とい

う感じだったのですが、その人を外向けに開いて、しかも外から受けたことをきちんと外のことを踏まえて中の方を組織化して、それに応えるという仕組みに変えたわけで、そのことによりまして、具体的に外部から来た要請などをきちんと受けとめてやらなければいけないという意識が徐々に伝わってまいりまして、例えば四国の場合で言いますと、地域の方々と一緒に新しい田舎だが地域の資源を有効に活用して、豊かなゆとりある暮らしを目指すようなプロジェクト、地域との共同の中でつくり上げて、実際にそれで外部試験を応募するとか、そういう取組みにつながっております、それを踏まえて、先ほど申し上げたように、今年の4月からは全部同じような形にしたということで、更にそういう人たちの横の連携というものを踏まえて、今度は私どもこういう取組みをしたが、こういうことをやって、更に組織化したというような、お互いのコーディネート技術なり努力なりというのを共有化するというようなことで更に発展させるようにしていきたいと思っております。

○川上専門委員 わかりました。ありがとうございました。ちなみにこういう方がいるというのは、ホームページとかでもお知らせとかしていらっしゃるのでしょうか。

○福田理事 勿論ホームページでも明確にしています。

○川上専門委員 済みません、存じ上げなくて申し訳ありませんでした。

○酒井分科会長 よろしいですか。大学等でも産学官連携は、今、力を入れているところで、今後とも協力関係が強化されればと思います。

それでは、ひととおり御質問も受けまして、お時間も大体いいところに来ましたので、休憩をとりたいと思います。あの時計で15時55分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

○酒井分科会長 それでは、再開いたします。議事の3として森林総合研究所の平成22年度財務諸表及び繰越積立金について始めます。

まず、事務局から財務諸表、繰越積立金について御説明をお願いいたします。

○事務局 例年財務関係では、財務諸表について見ていただいているところでございますが、今回は、財務諸表及び繰越積立金となっております。繰越積立金についての制度的な面を、まず、説明させていただきたいと思います。

参考資料12をご覧ください。

中期目標期間の最終事業年度に積立金があるときは、大臣の承認を受けた金額につきまして、次期中期目標期間の業務の財源に充当できるという制度がございます。

1ページの独立行政法人森林総研の下線の引いてあるところでございます。下線のところを追っていただきますと、中期目標期間の最後の事業年度に積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、農林水産大臣の承認を受けた金額について、当該次の目標期間における業務の財源に当てることができる。この場合、大臣が承認する際には、評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

2 ページを見ていただければと思いますが、独立行政法人の組織運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令におきまして、承認の申請書を当該次の目標期間の最初の事業年度、今回の場合、23 年度でございますが、その6月30日までに承認を受けなければならないというところでございます。

この繰越を申請するに当たっては、財務諸表の承認を行った上で繰越の承認手続を行うという順番になっております。

本日、まず、財務諸表の承認について御意見を受けて、その後、農林水産省大臣が財務諸表の承認を行います。

その次に、独法から繰越積立金の承認申請が行われて、林野分科会に意見を問われることとなります。

そうしますと、分科会への意見聴取は、この後の、正式には6月下旬となるのですが、分科会を6月下旬に再度開くことは日程上困難でありますので、本日の分科会におきましては、現時点で想定されている内容について独法から説明を行いまして、今後、大臣から同じ内容で評価委員会に諮問された場合にはという前提で御意見をいただければと思っております。

なお、繰越積立金の額が本日の説明から変わる場合には、改めて連絡させていただきます。

以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。それでは、法人から財務諸表、繰越積立金について御説明をお願いいたします。

○安楽総務部長 総務部長の安楽でございます。私の方から説明させていただきます。

資料は、参考資料7の次に財務諸表説明資料、薄い紙です。

それから、資料4、平成22年度財務諸表等の本体、この2つで説明いたします。

それでは、まず、資料4、平成22年度財務諸表等をお開きください。

当法人は、平成20年4月に、旧緑資源機構の事業を承継したことによりまして、現在、研究・育種勘定のほかにも2つの勘定を有しております。

47 ページから 57 ページが研究・育種勘定の財務諸表、59 ページから 71 ページが特定地域整備等勘定、73 ページから 87 ページが水源林勘定の財務諸表、そして、最初の1ページから 46 ページまでが3勘定合わせた財務諸表となっております。

それぞれの勘定では、事業の性格が大きく異なりますので、3勘定合わせたものにつきましては、1ページから2ページの貸借対照表におきまして、当法人としての資産合計及び負債、純資産合計が平成22年度末で1兆2,669億円であること。

それから、3ページから4ページの損益計算書におきまして、平成22年度の当法人の経常費用合計が1,165億円、経常収益合計1,179億円と3勘定合わせまして、1,000億円強の規模の研究及び事業を実施していることを御報告させていただくことにとどめることとし、あとは各勘定ごとに説明させていただきます。

なお、通則法第 39 条に基づき、会計監査人による監査を終了していることを御報告いたします。

私からは研究・育種勘定の財務諸表等につきまして説明させていただきます。

まず、薄い方の資料、財務諸表説明用資料、1 ページの貸借対照表比較表をご覧ください。

なお、時間の都合で資料は 1,000 円単位で表記してありますが、四捨五入して 100 万円単位で説明させていただきます。

貸借対照表は、業務を行うために必要な資金等をどのように調達して、それがどのような資産となっているか。当該会計年度末の状況をストックとして表したものでございます。

最初に資産の部について説明します。

資産の大部分は、土地、建物等の固定資産ですが、そのほかに、現金、預金等の流動資産を 19 億 3,900 万円有しております。

流動資産の中で、現金及び預金が前年度より 2 億 400 万円の増加、未収入金が 7,600 万円増加しておりますが、これは、運営費交付金予算の執行残 6 億 6,200 万円と、受託事業にかかる未収入金とが増えたことによるものでございます。

固定資産は、前年度に比べまして 5 億 9,400 万円減少しておりますが、これは建物、施設等の減価償却が主な要因となっております。流動資産と固定資産を合わせた資産合計は 474 億 3,000 万円となっております。

次に負債の部ですが、平成 22 年度から平成 23 年度に引き継いだ短期の債務である流動負債は、中期目標期間の最終年度のため、運営費交付金債務残高の全額を収益化したため 11 億 8,600 万円と、前年度に比べ 4 億 5,800 万円減少しております。

固定負債は、独法設立時に国から無償譲渡されたり、その後、運営費交付金等により購入した機械、器具等にかかる長期の債務であり、流動負債、固定負債を合わせた負債合計は 24 億 8,100 万円となっております。

最後に、純資産の部ですが、これは独立行政法人設立時に国から出資された土地、施設等に当たる資本金、その後の施設等の取得や減価償却による資本金の増減を表す資本剰余金及び独法設立後の業務活動によって生じた利益または損失の累計を表す利益剰余金からなっております。その合計額は 449 億 4,900 万円となっております。

なお、利益剰余金についてですが、前中期目標期間繰越積立金としまして、2,300 万円を計上しております。これは、前年度の 3,400 万円から委託費で取得した資産の減価償却相当額等 1,100 万円を取り崩したことによるものでございます。

以上、負債と純資産を合わせた負債、純資産合計は 474 億 3,000 万円となっております。

次に、損益計算書比較表をご覧ください。

損益計算書は、当該年度中に要した費用と、それが生み出した収益を明らかにして、年度内の活動がもたらした損益をフローとして示したものでございます。

まず、経常費用についてですが、人件費は研究業務費と一般管理費を合わせた人件費全

体として1億9,500万円増加しております。これは、退職金支給額が2億4,600万円増加したためです。

また、研究業務費の業務委託費が1億2,800万円減少していますが、これは、主に施設費補助金の費用分が減少したことによるものです。

経常費用全体としては、前年度に比べて1億2,300万円増加し、121億5,800万円となっております。

次に経常収益についてですが、前年度よりも8,100万円減少して、総額で128億5,900万円となっております。これは、主に林野庁からのバイオエタノール実証試験による受託収入が8億5,800万円減少したことによるものです。

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益につきましては、7億100万円発生しておりますが、その主な原因は委託費により取得した機械、器具等の資産についての財務処理上の費用と収益の発生時点のタイムラグによるものでございます。

以上、当期純利益が7億100万円発生しており、これと前中期目標期間繰越積立金取崩額1,100万円を合わせた当期総利益は7億1,200万円となっております。

次のページ、キャッシュフロー計算書は、当該年度内の現金の出し入れを明らかにしたものです。資金期首残高7億3,500万円に対して、期末資金残高は8億6,300万円と増加しております。

次に、行政サービス実施コスト計算書について説明いたします。

研究業務費、一般管理費など損益計算上の業務費用に、それには計上されない損益外の費用を合わせた当期の研究所の総コストは133億7,300万円となっております。これから受託収入など、行政サービス実施コストには算入しない、当期の自己収入、18億4,800万円を控除した115億2,500万円が当期の行政サービス実施コストとなります。

次に利益処分に関して御説明いたします。

資料4、財務諸表等、本体の51ページをお開きください。

損益計算書による当期総利益は7億1,200万円発生しておりますが、多摩森林科学園の入場料など自助努力に係る自己収入について、年度計画額約6,200万円を上回る収入が発生しておりませんので、目的積立金は計上せず、すべて積立金に計上することとしております。

次に、重要な会計方針について変更点を説明いたします。

財務諸表等の54ページをお開きください。

独法会計基準の改訂によりまして、不要財産の国庫納付等に係る会計処理及び資産除去債務に係る特定の除去費用計上時における会計処理に関する事項の注記を追加しております。

財務諸表等の15ページをお開きください。

不要財産の国庫納付として、研究・育種勘定は①と②が該当しますが、①は平成14年多摩森林科学園と、②平成17年千代田試験地にそれぞれ公共事業用地として売却した土地の

売却額 3,800 万円を国庫納付したことにより、資本金を 272 万 5,000 円減少し、資本剰余金を 3,529 万円減少しております。

固定資産の減損関係につきましては、56 ページに記載してありますが、法人自らが使用しないという決定を行ったため、当年度において 4 件、6 資産の減損処理を行っております。なお、これらの資産につきましては、すべて除却処分を行っております。

財務諸表の 38 ページから 39 ページですが、関連公益法人等についての情報として、財団法人林業科学技術振興所の情報を載せております。これは、当法人との取引にかかる額が事業収入の 3 分の 1 以上となるため、情報の開示が義務づけられているものでございます。

最後に、決算報告書について説明いたします。財務諸表等本体の 85 ページをお開きください。平成 22 年度の予算額は収入、支出ともに 118 億 3,100 万円であったのに対し、決算において収入は 124 億 7,100 万円、支出は 122 億 9,400 万円となっております。収入において決算額が予算額より増えているのは、政府等受託研究収入を主体とする受託収入が予算額より増加していることによるものであり、ほぼそれに見合う分、支出の受託経費も増加しております。

決算における収支差 1 億 7,700 万円については、運営費交付金によるものでございます。

以上で研究・育種勘定についての説明とさせていただきます。

○平澤津総括審議役 森林農地整備センターの総括審議役平澤津と申します。

引き続き、特定地域整備等勘定及び水源林勘定の財務諸表について説明いたします。

資料につきましては、先ほどと同じ資料を用います。

森林農地整備センターにおきましては、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、水源林造成事業等を実施しておりますが、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業等については、特定地域整備等勘定で経理し、水源林造成事業等については、水源林勘定で経理しております。

それでは、財務諸表説明資料 3 ページをご覧ください。

特定地域整備等勘定の貸借対照表について説明します。なお、金額につきましては、けた数の多いものは億円単位で説明させていただきます。

貸借対照表は、年度末における資産、負債及び純資産の状況を表しております。

まず、資産の部でございます。21 年度決算額の資産合計、表の中ほどにありますが 3,986 億円に対しまして、22 年度決算額は 3,088 億円と 897 億円の減となっております。これは、旧緑資源幹線林道の移管等による林道建設仮勘定 746 億円の減と特定中山間保全整備事業の完了に伴う特定地域整備建設仮勘定 89 億円の減が主な要因となっております。

負債の部に入ります。21 年度決算額の負債合計 3,911 億円に対しまして、22 年度決算額は 3,016 億円と 895 億円の減となっておりますが、これは旧緑資源幹線林道の移管、特定中山間保全整備事業並びに農用地総合整備事業の完了に伴う資産見返補助金等の取り崩しによる 645 億円の減と長期借入金の減が主な要因となっております。

純資産の部に入ります。21年度決算額の純資産合計75億円に対しまして、22年度決算額は72億円と2億円の減となっております。これは、不要財産の国庫納付に伴う政府出資金5億円の減が主な要因となっております。

今後の傾向といたしまして、特定地域整備等勘定におきましては、各事業で事業完了に向け、計画的な事業を実施しております。各事業の進捗に伴い、資産及び負債が今後減少していく傾向にあります。

続きまして、下の表ですが、損益計算書について説明いたします。

損益計算書は、22年中に発生した費用及び収益の状況を表しております。22年度の当期純利益は2億4,000万円となっておりますが、これは移管、完了いたしました各事業の投資額を譲渡原価、林道と特定、農用地3つありますが、譲渡原価として費用計上し、その事業の財源を資産見返負債戻入と、割賦譲渡収入、これも3つあります。それで収益計上しているため、収支は均衡、経常費用と経常収益の費用がその点で均衡していることから、そのほかの項目ではございます、経常費用である財務費用の31億円と経常収益であります割賦利息収入32億円の差が経常利益の主な要因となっております。

また、22年度の当期総利益は、3億800万円となっておりますが、これは当期純利益が2億4,000万円発生したことに加え、前中期目標期間繰越積立金から6,800万円を取り崩したことです。

利益の処分については、後ほどまとめて説明いたします。

次のページに入ります。4ページでございます。

キャッシュフロー計算書について説明いたします。キャッシュフロー計算書は、当該年度の資金の流れを整理しております。22年度は資金の期首残高67億円に対しまして、業務、投資、財務活動を合わせた収入額は461億円、支出は478億円となり、資金の期末残高は49億円となっております。

続きまして、行政サービス実施コスト計算書について説明いたします。

総コストは、旧緑資源幹線林道、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業の3事業の移管、完了に伴う投資原価及び一般管理費などの業務費用と政府出資金等を合わせた1,003億円となっております。

一方、行政サービス実施コストには算入しない当期の自己収入は3事業の移管区域、完了区域に係る負担金、賦課金の収入を合わせた271億円となっております。差し引きされました22年度の行政サービス実施コストの額は731億円となっております。

5ページ、水源林勘定の貸借対照表について説明いたします。まず、資産の部でございます。21年度決算額の資産合計8,927億円に対し、22年度決算額は9,106億円と179億円の増となっておりますが、これは水源林造成事業の投資等による水源林171億円の増が主な要因となっております。

負債の部に入ります。21年度決算額の負債合計1,940億円に対し、22年度決算額は1,867億円と73億円の減となっております。これは長期の借入金の減が主な要因となっております。

す。

純資産の部ですが、21年度決算額の純資産合計 6,987 億円に対し、22年度の決算額は 7,239 億円と 252 億円の増となっております。これは政府出資金の受け入れによる資本金 108 億円の増と補助金の受け入れ等による資本剰余金 140 億円の増が主な要因となります。

水造事業の今後の傾向といたしまして、水源林勘定におきましては、水源林資産、造林木ですが、成長段階にあり、また、今後は長伐期化施業等も検討されるため、資産及び純資産が今後増加していく傾向にあります。

引き続きまして損益計算書を説明いたします。22年度の当期純利益は4億 1,800 万円となっております。これは、経常費用の一般管理費と財務費用及び経常収益の国庫補助金収益と財務収益等が収支が均衡していることから、そのほかの項目でございます、経常費用の分収造林原価の 6,900 万円に対しまして、経常収益である分収造林収入 2億 4,200 円となったことが主な要因となっております。

また、22年度の当期総利益は、前中期目標期間繰越積立金の取り崩しもないことから、当期純利益と同額となっております。利益の処分に関しましては、後ほどまたまとめて説明いたします。

次のページ、キャッシュフロー計算書について説明いたします。

キャッシュフロー計算書で整理される当該年度の資金の流れとして、22年度は資金期首残高 41 億円に対しまして、業務、投資、財務活動を合わせた収入額が 389 億円、支出は 380 億円となり、資金期末残高は 50 億円となっております。

下の表ですが、行政サービス実施コスト計算書について説明いたします。

総コストは、水源林造成事業に係る植栽及び保育等の事業の投資原価を整理している分収造林原価、一般管理費などの業務費用と政府出資金の機会費用等を合わせた 130 億円となっております。

一方、行政サービス実施コストに算入されない当期の自己収入は間伐木等の販売や解約等に伴う補償金の収入を整理している分収造林収入などの収入を合わせた 7 億円となっております。差し引きされました 22年度の行政サービス実施コストの額は 124 億円となっております。

続きまして、資料 4 の平成 22 年度財務諸表等について説明いたします。

資料 4 では、まず、利益の処分に関する書類案、それから重要な会計方針の変更に伴う注記事項、3 番目に平成 22 年度の決算報告について説明いたします。

まず、利益の処分に関する書類案ですが、63 ページをご覧ください。これは、特定地域整備等勘定の案でございます。平成 22 年度は、第 2 期中期計画の最終年度に当たることから、当期末処分利益と目的積立金の残額を積立金として処理することとしております。

続きまして、77 ページをご覧ください。これは、水源林勘定の案でございます。水源林勘定の利益処分につきましては、積立金として処理することとしております。

続きまして、重要な会計方針の変更に伴う注記事項について説明いたします。15 ページ

をご覧ください。

不要財産の国庫納付として、特定地域整備等勘定ですが、③から⑨が該当いたします。③から⑧は、平成 20 年の森林総合研究所承継前、⑨は平成 22 年度にそれぞれ売却した職員宿舎及びその敷地等で売却額を国庫納付したことによる資本金 5 億 1,700 万円を減少しております。

続きまして、決算報告の説明に入ります。86 ページをご覧ください。

まず、上の表ですが、特定地域整備等勘定の収入、支出決算書です。収入の決算額は 336 億円となっております。翌年度への繰越しは、特定地域等整備事業関係経費等の事業資金である補助金及び長期借入金の 150 億円となっております。支出の決算額は 307 億円となっておりますが、主なものは特定地域等整備事業関係経費と林道事業関係経費と一般管理費等となっております。翌年度への繰越しは、特定地域等整備事業関係経費と林道事業関係経費の 30 億円となっております。

続いて、下の表に入ります。水源林勘定でございます。収入の決算額は 371 億円となっております。翌年度への繰越しは造林事業資金である補助金の 122 億円となっております。

支出の決算額は 366 億円となっておりますが、主なものは造林事業関係経費と一般管理費等となっております。翌年度への繰越しは、造林事業関係経費等の 124 億円となっておりますが、大半が補正予算の追加分となっております。

財務諸表については、以上でございます。

○安楽総務部長 続きまして、繰越積立金につきまして御説明申し上げます。資料 5 をご覧ください。

積立金の処分に関する承認申請について説明いたします。資料 5 の「第 2 中期目標期間からの繰越積立金について」をお開きいただいているでしょうか。なお、現在、主務省林野庁におきまして、財務省と協議中であり、決定額ではないことを御了承ください。

平成 22 年度は中期目標期間の最終事業年度であり、次の中期目標期間へ積立金を繰越す必要があるため、独立行政法人通則法第 44 条及び独立行政法人森林総合研究所法第 12 条第 1 項並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 5 条の規定に基づき申請しているものでございます。

研究・育種勘定の第 2 期中期目標期間からの繰越額 11 億 8,000 万円の内訳は受託研究等で購入した資産の残存相当額 11 億 7,000 万円、前払費用 229 万円、棚卸資産 40 万円、それから東日本大震災に係る繰越額 600 万円ですが、現金による繰越しは東日本大震災に係る繰越額のみとなっております。

なお、積立金の処分について承認をいただいてから、承認額を控除した 7 億 2,964 万 2,000 円を国庫納付することとしております。

○平澤総括審議役 続きまして、2 ページをご覧ください。

特定地域整備等勘定の第 2 期中期目標期間からの繰越額 40 億 5,900 万円の内訳は、負担金等の徴収に要する費用として 28 億 3,900 万円、長期借入金もしくは債権の償還に要する

費用として12億2,000万円を繰越額としております。

積立金の処分については、承認をいただいてから、承認額を控除した13億4,100万円を国庫納付することとしております。

3ページでございます。水源林勘定の第2期中期目標期間からの繰越額10億4,800万円の内訳は、借入金利息及び債権利息に充当するための繰越額としており、積立金の全額となっていますので、国庫への納付額はございません。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきました財務諸表等につきまして、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

経塚委員、お願いいたします。

○経塚委員 丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。私の方で、この22年度の財務諸表等を拝見したところでは、特に異常なものはないものと受けとめております。

そういった中で、若干コメント等をさせていただきますと、今回、22年度の決算は、どちらの独立行政法人さんもそうなのですが、大きく大体3つぐらいの話がありまして、1つは、大きな影響がありました震災です。それから、会計基準の変更ということで、会計基準の変更は2つありまして、不要財産の国庫納付の話と、資産除去債務でございます。

若干これらについてコメント申し上げますと、財務諸表を見させていただいた限りにおきまして、財務面に対して森林総研さんにおかれましては、深刻な影響はなかったものと受けとめております。

次に不要財産の国庫納付でございますが、これは法人全体で5億円ほど納付しているところでございます。特にこの点につきましては、なぜ不要になったのかなどか、そういったところがまずは気になるところでございますが、今回、納付したものの多くは過年度において既に不要ということで譲渡処分はされていて、その資金を国庫に納めたということが大半でございます。一部、東京都の舗道整備で収用等があったと思いますが、それも特段総研さんに何か問題があつてという話ではないものと理解しておりまして、そういう意味では、不要財産となった理由には疑義はないと受けとめております。

3点目の資産除去債務という、会計的な話でございますが、この点につきましては、研究所の本所の主要な研究棟がちょっと古いということで、アスベストが使用されていると。ただ、これにつきましては、問題のないように既に措置はされているということで、まずは、そういう意味では安心と、これが、もしも研究所が移転等をするようなことが出てきた場合には、会計上の措置も必要となってくるわけではございますが、現状の処理に何か問題があるというわけではないものと受けとめております。

このほかについて幾つか申し上げますと、研究・育種勘定の方で当期純利益は、7億円ほど出ているのですが、これは中期計画の最終年度で、運営費交付金で節約されて残った6億円ほどが利益に振り替えられているということで、実際に7億ほど利益が出たわけではないと、例年とは違いますということですね。これまでの中計の間の節約額は6億ほど

影響が出ていると受けとめております。

あと、受託収入につきましては、確かに先ほど御説明いただいたとおり、去年と比べると減ってはいるのですが、予算と比べると、対予算ではそれよりも獲得されていると受けとめておまして、そういった努力もあるのかなと思っております。

水源林さんの方では、金額がまだ小さいのですが、損益計算書で臨時損益が出ております。主伐が始まり、6件ほど売却されているようで、うち5件で700万ほど損が出て、1件で200万ほど売却益が出ているのかなと思うのですが、まだ、これは本当に件数としてもまだまだ少ないと思うので、これをもって、まだどうこう言えるような状況ではないと思うのですが、これについても、今後は注意して見ていく必要があるのかなと思っております。

特定地域等整備勘定については、特に申し上げることはございません。

私の方からは、以上でございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。何かコメントと申しますか、御回答でございますでしょうか。

○安樂総務部長 ありがたい御示唆をいただいたと思っております。今後の活動に生かしたいと思っております。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。どうも貴重なコメントをありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○早坂委員 今、主伐で損益が出ていたということ、ちょっとお聞きしたのですが、これは木材価格の低迷とか、何かいろんな原因があるかと思うのですが、その原因をちょっと教えていただければと思いました。

○平澤津総括審議役 主伐の件なんです、平成22年度、主伐としてやりましたのは、複層林化に伴う伐採でございます。複層林化というのは、公益的機能を増すために森林の年齢の異なる森林をつくりましょうということで、分収造林契約は、そのまま続くのですが、分収造林契約地の中に帯状または短冊に上木を伐採しまして、後に植えていきたいと思いますというスタイルになっております。

ですから、完全に上木全部を切り払って売り払うという、本来の意味での主伐にはまだ達していないわけです。

それから、分収金の関係なのですが、そういうことで通常の主伐と違いまして、やはり搬出条件がちょっと異なってくると思います、その関係もありますし、また、先ほどおっしゃいましたように、材価の関係とか、それから路網の関係とかいろいろありまして、たまたま平成22年度については6件あったのですが、1件がプラスになりまして、5件のマイナスということになっております。

○酒井分科会長 ほかに何か御質問ございますか。

どうぞ。

○三井委員 同じ財務諸表説明資料の5ページの水源林勘定ですが、林政学をやっている人間として恥ずかしい質問ですが、貸借対照表比較表の固定資産、水源林と書いてありますが、これは立木の評価をする場合、例えば1980年辺りから30年経つとめちやくちやに一般的に安くなっていますね。そういうのは反映されているものかどうかというのが1点です。

もう一点は、損益計算書の比較表の中で財務費用というのが30億程度ありますが、これは金利なのかどうかということです。

○平澤津総括審議役 まず、水源林でございしますが、これは水源林造成に投資いたしました苗木代とか、それに関わる人件費、事務所費が入っております。

それで、見直しといいますか、これについては、平成20年度に緑資源機構から森林総研に移る際、標準伐期齢以上のものについては、ある程度市場価を勘案した評価、それから標準伐期齢未満につきましては投資額を用いております。

2番目なのですが、財務費用は、これは借入金の利息でございします。

○三井委員 わかりました。

○酒井分科会長 ほかに御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑はここまでといたしまして、財務諸表等について、林野分科会の意見を決定したいと思います。

まず、財務諸表につきましては、既に大臣から諮問が行われております。林野分科会として特に意見なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。続きまして、繰越積立金の処分についてです。ただいま決定されました財務諸表に対する林野分科会の意見を受けまして、農林水産大臣が財務諸表の承認を行った後、独法から繰越積立金の承認申請が行われ、林野分科会に意見を問われることとなるわけですが、本日の分科会において、内容については、先ほど独法から説明を受けたところです。

また、手続もタイトな日程となっておりますので、この場におきまして、今後、大臣から同じ内容で評価委員会に諮問された場合にはという前提で、林野分科会として特に意見なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。続きまして、中期計画の変更について法人から御説明をお願いいたします。

○福田理事 座ったままで恐縮でございします。参考資料13というものがございします。薄いものですが、森林総合研究所の中期計画の変更素案と書いてございします。

これにつきましては、ただいまの積立金の処分に関する取扱いに関連いたしまして、中期計画の変更が必要になるということでございます。

多分、先ほどもお話がありましたが、そういう運びになりますと、併せて中期計画のこ

の部分を書さなければいけないのではないかということでございます。

最初に、一番後ろの6ページをご覧いただきたいと思います。これは、新旧対照表になっております。積立金の処分という5番の項目がございます。ここの左側には、こういうふうに直したいという方にはアンダーラインの書いてある5行が追加されております。研究・育種勘定に関するものです。

なぜこれを追加しなければいけないかということなのですが、第2期のときもそうなのですが、最初は、中期計画が次の中期計画に移る場合、積立金があれば、ここに処分の考え方を書くというのも当然1つの考え方なのですが、2期のとき、これについては、減価償却に相当するものしかなかったものですから、3期の現状のところも実は空欄になっているということでございます。減価償却にかかるものというのは、先ほども御説明がありましたように、固定資産、当然中期期間の後にもその残存している残価の分が毎年減価償却として費用に立つわけですが、それに見合いの収益の方に何か立つものがなければ、みんな赤になってしまいますので、その収益に見合うものも一緒に越さなければいけないということで、要は固定資産の残存価格分を越していたわけですが。この事情は2期のときも3期のときも同じで、その残の価格分とそれに見合いの費用を越すというのは、当然独法の会計基準そのものでございますので、あえて書くほどもないということで、今まで書いていなかったのです。が、今回、先ほどの御説明もありましたように、このアンダーラインの下の方でございますが、大震災に係る関係でございます、最終的に600万ぐらいでございますが、この金額が執行できなくて越さなければいけないというふうになりました。

そうすると、今回これら2つを越しますと、それぞれにきちんと用途を明確にしなければいけないということもありまして、きちんと書く方がいいだろうということで、左側にありますように、減価償却等に要する費用、2行目のところのほか、前年度に支出に至らなかったもので翌年度に支出を要するもの、これについて繰り越して、費用に充当するとしまして、これに見合う数字を、1ページからでございます。1ページのところも動きまですし、600万というのが具体的に2ページのところの左側の上から3分の1ぐらいのところ、前中期目標期間、繰越積立金取崩額というのがここにも乗ってきますので、そういうものが併せて乗ってくるというわけでございます。

それに関連しまして、3ページのところ、これは表記の統一を図ったものですが、こちらは特定地域整備等勘定ですが、右側には目的積立金取崩額と書いてあったものを、金額は変えませんが、先のもとの表記を同じに、前中期目標期間、繰越積立金取崩額という表記に変えさせていただくもので、これは統一を図るような形でございます。

以上が、先ほどのご説明に併せて、中期計画のこの部分を変えなければならないというところでございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。先ほどの震災の影響の説明をいただきましたが、中期計画もそれに伴って変更するということですが、何か御質問はございますでしょうか。どうぞ。

○箕浦専門委員 これからの研究内容についても見直していかれるという御予定なのでしょうか。実際、このような震災を踏まえたような形で新たなテーマ設定であるとか、そういうようなこともお考えになっていらっしゃるのか、その点、教えていただけたらと思います。

○福田理事 ただいまの変更部分というのは、単純に先ほど申しあげましたような、積立金の関係を整理するという部分だけでございます。

一方で、今回の震災に関しまして、政府全体の動きとしては、科学技術基本計画を見直す必要があるのではないかと、そういう話も出てきておりますが、まだまだ具体的な話になってきておりません。

現時点で、私どもとして、中期計画はあくまで中期目標に従って立てるということでございますので、中期目標のレベルで、例えば大臣が、今後、森林総研については、この部分、特に震災関連のこれとこれについて強化すべきであるというようなことが、例えばそれを明記して、今までも水土保持機能の強化みたいな部分があるのですが、更に明確にしてやるべきだという御判断があれば、目標のところ含めて指示が来るのかなと思っております。

今のところ、私どもとしまして、もう既に各省からお問い合わせや要請がございます。そういう中で、既にいただいております交付金の中から、先ほど申しあげましたように、プロジェクト方式で、中で募ってということでやっておりますが、その一部をこの震災関連の森林の、特に放射能関連も含めて、そういうところの調査に充てるということで、もう既に、私どもが自主的に、既存の予算の中で既に動いている部分もございます。

そういうふうに緊急的に対応する部分もございますが、先ほど委員の御質問にありました中期計画というレベルになりますと、また少し意味合いが違ってまいりますので、その辺は、今後の農林水産大臣あるいは政府全体の判断という部分も出てくるかと思えます。各独法の中期計画のレベルで、例えば一斉に直せ、というようなことも場合によってはあるかもしれませんが、それはまた政府全体の方の御判断ということになるかと思えます。

○箕浦専門委員 ありがとうございます。

○酒井分科会長 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、中期計画の変更につきましては、森林総研から認可申請が行われた後、農林水産大臣が評価委員会に対して、その認可について諮問を行うこととなるわけですが、本日の分科会において変更内容の素案について説明を受けたところであり、変更案が固まりましたら、改めて事務局より連絡があるということです。

このところまでよろしいでしょうか。

そういたしましたら、議題のその他に移らせていただきます。役員給与規程の一部改正についてということで、事務局及び法人から説明をお願いいたします。

○事務局 役員給与規程の一部改正についてでございますが、独立行政法人通則法の第52条、53条、60条に基づきまして、独法は報酬の支給基準を主務大臣に届けなければな

らないことになっているところでございます。

それとともに、主務大臣に届出があったときには、その支給基準を評価委員会に通知することとなっております。

また、評価委員会は、その支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて主務大臣に意見を申し出ることができるかとされているところでございます。

内容については、法人の方からよろしく申し上げます。

○安楽総務部長 それでは、資料6に基づきまして、若干補足いたします。

役員の給与規程の改正の内容ですが、役員に支給する期末特別手当の支給割合につきまして、国家公務員における指定職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に準じたものとして、6月期100分の140を100分の135、12月期100分の145を100分の150に改正しております。

また、本年4月1日に個別法、森林総合研究所法ですが、第6条第1項に規定する役員として常勤の監事を設置したことに伴いまして、その監事にかかる俸給の号俸を1号俸として規定したところがございます。

以上です。

○酒井分科会長 ただいま説明がありましたが、役員給与規程の一部改正につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、役員給与規程の一部改正については、林野分科会としての意見は特になしということにさせていただきます。

それでは、今後の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局 今後の日程につきまして、参考資料14をご覧ください。今後の日程でございますが、既にメールで案内させていただいておりますが、7月22日に当分科会のワーキング会合を同じ場所の第2特別会議室で10時から開催したいと思っております。

そして、8月23日に第44回の林野分科会を開催する予定としております。場所も同じこの特別会議室でございます。時間は10時から17時まででございます。

それから、評価の5年分のものにつきましては、先ほど申し上げましたように、農林水産省の独法評価委員会、いわゆる親委員会での決定になりますので、それは23日の後の、8月下旬に開催される予定にしております。

次に、参考資料11をご覧ください。本日、法人の方から自己評価の説明をいただいたところでございますが、7月のワーキング会合へ向けての準備といたしまして、皆様にこの様式に基づきまして意見、評価、コメント等を御記入いただきたいと思いますと思っております。期日は、7月6日水曜日までということで、それぞれ御担当の分野につきまして、この様式により御意見をいただければと思っております。

また、この様式につきましては、事務局からメールにて電子情報でも送らせていただきます。ですから、委員の皆様におかれましては、ファックスの方がよろしい方はファックスで御送付いただき、メールの方が書きやすいということでしたら、メールで事務局まで

返信いただければと思っております。

例年は、様式が年度のものだけでございますが、今回は年度のものと同様期間の5年のものと2つ用意させていただいております。それぞれ御記入いただければと思うのですが、同じ項目で同じ内容を書かれるという場合には、両方同じことを書かなくても片方だけコメントを書いていただいても、括弧で年度のものについても同じとか、書いていただければ、我々はそのように対処できますので、こちらがわかるようにしていただければ、同じようなことを二度書くことは必要ないと思っております。

本当に、大部な作業で恐縮でございますが、意見の提出の方、よろしく願いいたします。

また、今年度も昨年と同様に、7月上旬頃に分科会事務局のホームページにおきまして、業務実績報告書を掲載して、一般の方々から意見募集を行うこととしておりますので、お知らせしております。

以上でございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。ただいま宿題が出たところですが、この自己評価シートの本当の厚いところをよく読まれて、ここにコメントを書いていただくということで、期日がありそうで、実質2週間ぐらいしかございませんので、ちょっと大変なお仕事になるかと思いますが、すべて埋めるというよりは、特記すべきコメントということで、御自分の専門分野ですとか、あるいは疑問に思われたこと等を書いていただければと思います。

何か質問はございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○大河内理事 これに勿論書いていただくのですが、先ほど島本委員の方から出た御意見について、今日、十分にお答えできなかったもので、持ち帰りまして、また説明したいと思います。よろしく願いいたします。

○酒井分科会長 そういたしますと、ただいま事務局から御説明がございましたが、これからこの森林総研の評価の担当をする部分につきまして、御意見、評価案等を提出していただくこととなります。何とぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

今後の日程等につきまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日予定しておりました議事は以上です。本日配付されました資料のうち、参考資料につきましては、委員限りとさせていただきます。

それから、今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に送付され、御了解を得ました上で確定し、その後、公開するというにしたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第43回林野分科会は閉会とさせていただきます。どうも長い時間、ありがとうございました。